

職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和 8 年 1 0 月

広島県人事委員会

は じ め に

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。



令和8年10月6日

広島県議会議長

中 本 隆 志 様

広島県知事

横 田 美 香 様

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

職員の給与等について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与及び人事行政における当面の諸課題について別紙1のとおり報告するとともに、給与の改定について別紙2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別紙 1)

報 告	1
I 職員の給与に関する報告	2
1 職員の給与等	2
(1) 職員数及び職員構成	2
(2) 平均年齢及び年齢階層別職員構成	3
(3) 平均給与月額	4
2 民間給与の状況	4
(1) 職種別民間給与実態調査	4
(2) 給与改定等の状況	5
(3) 初任給の状況	5
3 職員給与と民間給与との比較	6
(1) 月例給	6
(2) 特別給	7
4 職員給与と国家公務員給与との比較	7
5 人事院の給与勧告等	7
6 結び	11
(1) 令和 8 年 4 月の民間給与との較差等に基づく給与改定	11
(2) 給与制度をめぐる諸課題	13
II 人事行政における当面の諸課題に関する報告	17
1 人材の確保・育成等	17
(1) 多様で有為な人材の確保	17
(2) 挑戦と成長を支える人材マネジメントの推進	18
(3) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり	20
2 働きやすさを実感できる勤務環境の整備	21
(1) 時間外勤務の縮減等	21
(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進	24
(3) 職員の健康管理	25
(4) ハラスメントの防止	26
3 不祥事根絶に向けた取組の徹底	27
III 給与勧告実施の要請	28

(別紙 2)

勧 告	29
-----	----

(説明資料)

1 職員給与関係資料	1
2 民間給与等関係資料	40

報 告

本人事委員会は、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査、検討を行ったので、その結果を報告するとともに、人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

I 職員の給与に関する報告

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び情報職の6種9給料表の適用を受けている。

(1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は22,654人で、昨年に比べ36人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の49.6%を占め、以下、行政職25.0%、公安職22.9%、医療職1.2%、研究職1.1%、情報職0.2%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比 (単位：人)				
区 分 給料表	職 員 数			令和7年 職員構成比
	令和8年4月	令和7年4月	増 減	
全 給 料 表	22,654	22,690	△ 36	100.0%
行 政 職 給 料 表	5,671	5,712	△ 41	25.0%
公 安 職 給 料 表	5,179	5,126	＋ 53	22.9%
教 育 職 給 料 表 (二) (ロ)	3,573	3,612	△ 39	49.6%
教 育 職 給 料 表 (三) (イ)	7,658	7,679	△ 21	
研 究 職 給 料 表	248	256	△ 8	1.1%
医 療 職 給 料 表 (一)	54	51	＋ 3	1.2%
医 療 職 給 料 表 (二)	131	129	＋ 2	
医 療 職 給 料 表 (三)	91	85	＋ 6	
情 報 職 給 料 表	49	40	＋ 9	0.2%

- (注) 1 各年の4月1日現在の人事統計調査による（市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を含み、職員の給与に関する条例附則第8項及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第5項により給料月額が決定される職員（以下「定年延長者」という。）及び暫定再任用職員等を除く。以下、第4表までについて同じ。）。
- 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下の各表において同じ。）。

(2) 平均年齢及び年齢階層別職員構成

職員の平均年齢は、第2表のとおり、39.5歳である。これを給料表別にみると、平均年齢が最も高いのは研究職給料表の適用者（研究員等）で42.9歳、最も低いのは医療職給料表(三)（保健師等）の適用者で37.8歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別でみると、第3表のとおり、25歳から29歳までの年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、18歳から29歳まで、35歳から44歳までの各年齢階層が増加している。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位：歳)

区 分 給料表	平 均 年 齢		
	令和8年4月	令和7年4月	増 減
全 給 料 表	39.5	39.7	△0.2
行 政 職 給 料 表	41.3	41.6	△0.3
公 安 職 給 料 表	39.1	39.0	+0.1
教育職給料表(二)(ロ)	40.2	40.8	△0.6
教育職給料表(三)(イ)	38.0	38.2	△0.2
研 究 職 給 料 表	42.9	43.1	△0.2
医 療 職 給 料 表 (一)	39.9	39.5	+0.4
医 療 職 給 料 表 (二)	42.3	42.7	△0.4
医 療 職 給 料 表 (三)	37.8	38.6	△0.8
情 報 職 給 料 表	41.6	40.6	+1.0

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位：%)

年 齢 階 層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
令和8年4月	9.5	15.2	14.2	13.5	11.4	10.7	12.9	12.6
令和7年4月	9.3	14.6	14.3	13.2	11.1	11.1	13.0	13.2
増 減	+0.2	+0.6	△0.1	+0.3	+0.3	△0.4	△0.1	△0.6
参 考 平成28年4月	6.8	12.0	11.0	9.9	11.8	12.3	17.2	18.9

(3) 平均給与月額

職員の本年４月における平均給与月額は、第４表のとおり、414,615円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者（医師等）で865,493円、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者で368,873円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では3.4%（13,450円）増加しており、これを給料表別にみると、増加率が最も高いのは教育職給料表(三)(イ)（小中学校教諭等）の適用者となっている。

【説明資料 第３表参照】

■第４表 職員１人当たりの平均給与月額

(単位：円)

区 分 給料表	平 均 給 与 月 額			
	令和８年４月	令和７年４月	増減額	増減率
全 給 料 表	414,615	401,165	＋ 13,450	＋3.4%
行 政 職 給 料 表	393,923	383,093	＋ 10,830	＋2.8%
公 安 職 給 料 表	408,843	394,532	＋ 14,311	＋3.6%
教育職給料表(二)(ロ)	441,789	428,628	＋ 13,161	＋3.1%
教育職給料表(三)(イ)	418,046	403,061	＋ 14,985	＋3.7%
研 究 職 給 料 表	428,140	416,847	＋ 11,293	＋2.7%
医 療 職 給 料 表 (一)	865,493	840,988	＋ 24,505	＋2.9%
医 療 職 給 料 表 (二)	400,768	392,628	＋ 8,140	＋2.1%
医 療 職 給 料 表 (三)	368,873	358,908	＋ 9,965	＋2.8%
情 報 職 給 料 表	458,561	444,498	＋ 14,063	＋3.2%

２ 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本人事委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,168の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法（調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選び出す抽出方法）によって抽出した293事業所について、令和８年職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種約12,000人及び研究員、医師等の54職種約900人について、各民間企業における本年4月分として支払われた給与月額及び給与改定の状況等を詳細に調査した。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、84.7%となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

【説明資料 第13表参照】

(2) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第5表及び第6表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は73.7%（昨年67.9%）であり、昨年に比べ5.8ポイント増加している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は96.4%（同96.3%）であり、昨年に比べ0.1ポイント増加している。

■第5表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

区 分 役職段階		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	令和8年調査	73.7	1.0	1.2	24.1
	令和7年調査	67.9	0.3	0.5	31.3
課長級	令和8年調査	68.1	1.0	1.2	29.8
	令和7年調査	58.4	1.9	0.5	39.2

（注） ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第6表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

区 分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係 員	令和8年調査	97.1	96.4	30.5	6.8	59.1	0.7	3.0
	令和7年調査	96.9	96.3	38.6	3.7	54.0	0.6	3.1
課長級	令和8年調査	85.9	84.7	25.7	5.6	53.5	1.1	14.2
	令和7年調査	82.1	81.6	34.9	2.3	44.4	0.6	17.9

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第7表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で42.9%（昨年30.5%）、高校卒で

を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである（ラスパイレス方式）。

2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。

3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,671人（定年延長者216人を除く）から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,426人（平均年齢42.0歳）である。

(2) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第9表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間に於いて、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給を0.06月分下回っている。

【説明資料 第18表参照】

■第9表 民間における特別給の支給状況

区 分	特 別 給 の 支 給 割 合
下 半 期	2.26 月分
上 半 期	2.45 月分
年 間 計	4.71 月分

(注) 1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和7年地方公務員給与実態調査によれば、令和7年4月1日における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は100.9（令和6年100.9）であり、前年と同水準となっている。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は100.4（令和6年99.6）であり、前年に比べ0.8ポイント増加している。

5 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「公務員人事管理に関する報告」及び「職員の給与に関する報告」を行い、給与の改

定について勧告した。

この中で、「公務員人事管理に関する報告」については、「『これから』の公務」を実現するための改革として、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」、「誰もが挑戦できる開かれた公務」及び「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」の四つを柱に据え、これらをパッケージとして展開する取組について報告された。

また、給与改定については、本年4月の国家公務員の月例給が民間給与を15,056円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、平均3.3%の引上げ改定を行った。初任給については、民間の動向や人材確保の重要性を踏まえて引き上げるとともに、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について昨年を上回る引上げ改定を行った。特別給については、民間の支給状況等を考慮し、支給月数を0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとされた。

さらに、転勤に伴う経済的な負担の軽減のため、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設した。

あわせて、「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告」及び「国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出」を行った。

これらの概要については、次のとおりである。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに

人事院
National Personnel Authority

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに

人事院
National Personnel Authority

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ (総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 (行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設 (距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円 [単身赴任者は約49万円]
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ (距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月 (期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保 (最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

6 結び

(1) 令和8年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

ア 月例給

本年の職員給与が民間給与を11,765円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や人事院の改定の考え方等を踏まえ、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について昨年を上回る改定を行う等、初任給をはじめ全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

また、行政職給料表が適用される定年前再任用短時間勤務職員及びフルタイム暫定再任用職員（以下「再任用職員」という。）の月例給について、民間給与実態調査における民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給と比較したところ、第10表のとおり、再任用職員が民間を下回る状況にあることから、再任用職員に対し民間のフルタイム勤務再雇用者の水準に見合った額を支給できるよう、所要の改定を行う必要がある。

あわせて、令和6年4月1日から実施している職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年広島県条例第36号）附則第15条第1項の規定に基づくフルタイム暫定再任用職員の給料月額の特例措置については、本年の給与改定を踏まえ、任命権者においてその見直しを検討する必要がある。

■第10表 再任用職員及び民間における再雇用者の月例給

役 職 段 階	令和8年4月時点の再任用職員の月例給		民 間
	定年前再任用 短時間勤務職員	フルタイム 暫定再任用職員	
主 任 級	282,300 円	296,441 円	306,000 円

(注) 1 「定年前再任用短時間勤務職員」の月例給は、行政職給料表（2級）の基準給料月額（勤務時間による調整前の額）に地域手当を加算した額である

- 2 「フルタイム暫定再任用職員」の月例給は、令和4年改正定年条例附則第15条第1項第1号の級号給に応じた給料月額7割の額に地域手当を加算した額である。
- 3 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額（令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均）である。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

ウ 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

エ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.65月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.71月分)を下回っていることから、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月とする必要がある。

支給月数の引き上げ分は、国の改定状況、民間事業所における特別給の配分状況等を参考にして、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、6月分と12月分の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引き上げる必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国の取扱いに準じて改定する必要がある。

オ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与制度をめぐる諸課題

ア 新たな職の設置に伴う教育職給料表の改定等

本県の教育委員会は、新たな職として、学校教育法に定める「主務教諭」の設置に向けた検討を進めているところである。

この「主務教諭」について、同法に定める職務内容等を考慮した上で、適切な給与上の処遇を図ることができるよう、現行の教育職給料表を、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」等を参考に改定するとともに、諸手当等について、他の教育職員との均衡を考慮し、適切な措置を講じる必要がある。

イ 転居に関する手当の新設等

人事院は、転勤に対する金銭面での負担感が転勤の敬遠に繋がっており、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等に対する給与上の措置を講じることで、異動の円滑化を図る必要があるとし、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設することとした。

具体的には、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、単身赴任者については105,000円以内、それ以外の者については43,000円以内の額を、異動から原則3年間支給するとしている。

また、転勤に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、転勤に関する手当を再編・統合し、総合的な手当を新設するとの方針が示されたところであり、令和9年夏に具体的な内容が報告される予定である。

本県においても、転勤による経済的負担の軽減を図るため、関係法令の改正状況等を踏まえ、国の取扱いに準じた制度の導入に向けて、所要の措置を講じることが適当である。

ウ 特勤勤務手当に準ずる手当

人事院は、転勤を敬遠する傾向や転勤に応じるとしても都市部等の希

望に合う地域を望む傾向が高まる中で、へき地等の生活が不便な官署の人員確保を図るため、特地勤務手当に準ずる手当の支給対象となる官署の範囲を拡大し、公共施設等が近隣に所在する官署であっても勤務のために転居した職員に対し同手当を支給するよう指定基準を見直すこととした。

本県においても、へき地等の生活が不便な公署の人員確保を図るため、国の取扱いに準じた措置を講じる必要がある。

エ 通勤手当

人事院は、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定を改正し、令和8年10月から所要の措置を講じている。

本県においては、月の途中で採用された職員等に対する通勤手当の支給について、国の新しい制度の運用状況及び他の都道府県の動向等を注視し、本県における通勤手当の在り方について、引き続き調査・研究を進める必要がある。

オ 職務・職責に応じた給与体系の構築等

人事院は、政策決定等において中核的な役割を担っている本府省幹部職員等の給与について、職務・職責をより一層重視した給与体系の実現を目指し、今後講じていく措置の骨格を示した。

本県では、施策決定において中核的な役割を担っている管理職員について、平成28年度から、職務実績・能力評価をより一層的確に反映させるため、職務の級ごとに、勤務成績の区分に応じた4号給を設定するなど、独自の措置を講じてきたところであり、国の取組や他の都道府県の動向等を踏まえ、より職務・職責に応じた処遇の実現に向け、検討を進めていく必要がある。

また、優秀な人材を確保し、定着させるためには、管理職員に限らず、あらゆる世代の職員の人事管理や処遇について、年齢に関わりなく、能力・実績がより反映され、職務上の役割・貢献に応じたものにすることが求められており、本県の実態等を踏まえ、より一層の取組を進めていく必

要がある。

さらに、人事院は、中途採用職員等の民間企業等における経験年数を十分に考慮して給与決定を行うため、令和8年4月から、初任給制度に係る所要の見直しを実施している。

本県においても、中途採用職員等の初任給決定の見直しについて、有為な人材を確保する観点等から、国に準じた見直しを行うことが適当である。

カ 高齢層職員の給与

人事院は、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関する制度と一体で検討を行っていくことが必要であり、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を把握し、60歳前後の給与水準等の検討を加速することとしている。

本県においても、再任用職員を含む高齢層職員がその経験や能力を活かし、意欲をもって働くことができるよう、職務上の役割を明確化した上で、職務・職責を踏まえた適切な処遇の在り方、能力・実績のよりの確な処遇への反映について、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、引き続き調査・研究を進める必要がある。

キ 特定任期付職員の勤勉手当

人事院は、複雑・困難化する行政課題への対応に当たり、高度の専門性を有する人材を特定任期付職員として確保するため、勤務成績に応じて高い成績率を適用できるよう、特定任期付職員の勤勉手当について、現行の支給総額を超えて支給できることとした。

本県においても、高度の専門性を有する人材を確保するため、国の取扱いに準じた措置を講じる必要がある。

ク 会計年度任用職員の給与

人事院は、厚生労働省における同一労働同一賃金ガイドラインの改正を踏まえ、任期が相当長期にわたる非常勤職員に扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めるよう、非常勤職員の給与に関する指針に明記するとともに、同指針に沿った適正な給与の支給が行われるよう、

各府省を指導していくこととした。

本県の短時間勤務会計年度任用職員に対する扶養手当及び住居手当に相当する報酬の支給については、国や他の都道府県における非常勤職員の取扱いとの均衡等を踏まえて検討する必要がある。

Ⅱ 人事行政における当面の諸課題に関する報告

1 人材の確保・育成等

想定を上回るペースで進む人口減少、緊迫した国際情勢を背景とした地政学的リスクの高まり、急速に革新・普及が進むデジタル技術と関連産業の発展、自然災害の激甚化・頻発化、不確実性の高まる経済情勢など、本県を取り巻く環境は一層複雑かつ流動的となっている。

こうした社会情勢の変化に的確に対応するため、民間企業においては、人材を「人的資本」として捉え、従業員の主体性を尊重したマネジメントを実現することにより、企業価値を向上させる「人的資本経営」に取り組み始めている。本県においても、こうした時代の変化・変革を的確に捉え、人材の確保・育成等に係る現行制度の成果を踏まえつつ、人的資本経営の考え方のもと、より良い制度へのアップデートに不断に取り組まなければならない。

また、採用手法の改善や戦略的な公務の魅力発信に取り組むとともに、職員一人一人が働きがいと成長実感を持てる組織となるよう更なる変革を進め、公務内外の人材が「働きたい、働き続けたい」と思える魅力的な組織を実現していくことが必要である。

(1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進め、直近の大学卒業程度試験の受験者数は2年連続で増加したところであるが、今後見込まれる若年人口の更なる減少や若年層のキャリア意識の変化、デジタル人材など技術系職種の人材獲得競争の激化を踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、採用広報や試験制度の研究・改善を行い、多様で有為な人材の確保に取り組んでいくことが重要である。

国においては、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中で、採用試

験実施時期の更なる前倒しや受験可能年齢の引下げ、合格有効期間の延伸などが行われるとともに、公務の魅力向上と発信を強化するなど、選ばれる公務職場に向けた取組が進められている。また、公務を一度離職した者を適切なタイミングで柔軟に採用することを可能とする、いわゆるアルムナイ採用制度を整備し、運用されている。

他の都道府県においても、採用試験実施時期の前倒しや教養試験の廃止、オンライン試験や大学３年生から受験可能な試験の導入など、全国的に様々な取組が行われている。

本県においても、早期卒試験やオンライン試験の導入・拡大等に取り組んできたところであるが、今後、これらの取組を更に充実させることに加え、採用試験の更なる早期化等、より幅広い層の人材がチャレンジできる試験制度を検討するとともに、アルムナイ採用制度の柔軟な運用等、様々な手法での人材確保を行うことが必要である。

併せて、SNSや説明会、インターンシップ等を通じて公務の魅力を積極的に発信するほか、説明会等に参加した学生と継続的に接点を持つことで、受験者確保を図るとともに、合格発表後も採用辞退防止に向けた取組を行うことが重要である。

(2) 挑戦と成長を支える人材マネジメントの推進

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、限られた経営資源で本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、多様な価値観や経験を持つ職員一人一人の意欲と能力を組織の原動力へと転換し、組織のパフォーマンスを最大化させていくことが求められる。

本県では今年度、基本理念である「将来にわたって、「広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かった」と心から思える広島県の実現」のもと、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を発展的に見直したところであるが、その実現を支える人材の確保・育成に関する戦略を、ひろしまビジョンと一体的に策定し、この戦略に基づいた取組を実行していくことが不可欠である。戦略の策定に当たっては、人的資本情報の開示等を通して職員

等との対話を行いながら、取り組むべき人材確保・育成施策を明確にし、その実行と検証を繰り返して人的資本の価値を向上させ続けていくことが求められる。

近年、本県の中途退職者数は高水準で推移しており、特に若年層の退職が増加傾向にあるが、この現状は、既存職員の負担増や職場におけるモチベーション低下の要因となるなど、極めて深刻な課題である。

昨年度、本人事委員会が入庁1年目から5年目までの職員を対象に実施した「若手職員の職場・仕事等に関する意識調査」では、早期退職を検討する職員とそれ以外の職員との間で、働きがいの実感度に大きな乖離があること、また、働きがいを感じる要素として、「周囲から自分の仕事が認められること」、「成長する機会や実感が得られること」などを挙げる職員が多いことが明らかとなった。志のある若年層の定着に向けては、働きやすい勤務環境の整備に留まらず、自身の成長や働きがいを強く感じられるような環境の整備を図る必要がある。

また、職員一人一人が仕事の付加価値を高め、主体的にキャリアを築いていくためには、個人の自律的な能力開発を支援する取組の充実が必要である。職員自身が目指すべきキャリアに必要な能力を客観的に把握することが可能となるよう、課題発見力やリーダーシップ、コンプライアンス意識など、県職員として求められるスキルを定義・明確化するとともに、職員の希望するキャリアやスキルレベルに応じて自発的に学びを選択できる研修体系へと再構築を図るべきである。

以上のような人材マネジメントを実施するためには、それらの土台となるデータ基盤の確立が重要である。職員の経験や保有スキル、キャリアに関する意向等をデータ化し、いわゆるタレントマネジメントシステムのようなツールに蓄積して活用するなど、人事管理におけるデジタル活用を積極的に進めていく必要がある。

公務員という職業を選択し、本県に志を持って入庁した職員が、日々の業務を通じて自らの「挑戦と成長」を強く実感し、本県の未来を切り拓く誇りを持って働き続けられる組織となるよう、各任命権者においてはこれ

らの人材マネジメント改革を、スピード感を持って実行に移す必要がある。

(3) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

社会情勢が目まぐるしく変化する中、県民一人一人のニーズに寄り添い、質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、行政組織自身が、多様な価値観を理解し受け入れることができる、しなやかな組織であることが不可欠である。そのためには、職員の多様な背景を尊重し、性別や障害の有無等にかかわらず、誰もがその意欲と能力を十分に発揮しながら、働きたいを感じることができる職場づくりに取り組んでいくことが求められる。

高齢層職員については、定年の段階的な引上げに伴い増加することが見込まれる。多様な知識と経験を有する高齢層職員は本県を支える重要な人材であり、それらを公務内で積極的に活用できるよう、人材育成や管理職のサポートなど、組織における役割を明確化した上で、意欲を持って働き続けられる環境の整備に取り組む必要がある。

障害者雇用については、公務組織は民間企業を率先して垂範するという役割からも、各自の能力・個性を最大限に発揮し、生き生きと働くことができる環境を目指し、就労機会の拡大に取り組んでいく必要がある。各任命権者においては、法定雇用率の達成に留まらず、雇用された障害者の定着・活躍に向けた取組を推進することで、障害のある職員も含めた職員一人一人が、その個性や特性を失うことなく、それらを活かした上で、自身の持つ能力を最大限に発揮できるような職場の実現に向けて取り組む必要がある。

女性の活躍の推進については、これまで、各任命権者とも、女性活躍推進法に基づき特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。各任命権者においては、今年度から令和12年度までを計画期間とする新たな特定事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、引き続き取組を進めていく必要がある。

ある。

性別、障害、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、各々が抱える事情など、職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。この差異を互いに認め合い、活かしていくことは、多様化・複雑化する行政課題の解決に資するものであり、組織全体のパフォーマンスの向上にもつながる。

こうした職場づくりの土台として、地位や経験にかかわらず組織内で自分の考えや気持ちを安心して表現できる、心理的安全性の高い組織を実現していくことが求められている。各任命権者においては、心理的安全性やその理解を進めながら、様々な個性や価値観・事情が尊重・配慮され、全ての職員が活躍できるインクルーシブな職場を実現していく必要がある。

2 働きやすさを実感できる勤務環境の整備

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している中、公務においても、職員が「働きやすさ」と「働きがい」を両立できる勤務環境がより一層求められている。

働きやすい勤務環境は、職場への満足度を高めるとともに、職員が心身ともに健康な状態で、その能力を最大限に発揮して勤務することを可能とするものであり、職員の「働きがい」をより向上させることにもつながる。このことは、行政サービスの質の向上や公務組織全体の更なる活性化にもつながり、ひいては、職場としての公務組織の魅力を向上させ、多様で有為な人材を確保することにも資するものである。

そのため、各任命権者においては、時間外勤務の縮減、多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進など、職員一人一人が働きやすさを実感できる勤務環境の整備を進めていくことが必要である。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題であり、これまでも、管理監督者を主体とし

たマネジメント面での取組が推進されるとともに、行政デジタル化などによる業務効率化の取組も進められているところである。

令和7年度の時間外勤務は、前年度と比較して、警察本部で増加し、知事部局と教育委員会では減少した。しかしながら、所属の中で特定の職員のみが長時間勤務を行っている、また、長時間勤務を行っている職員が集中する所属が見受けられるなど、業務負担が偏っている状況が見られた。このため、各任命権者において、業務の割振りの見直しや時間外勤務の必要性の確認など、業務平準化の取組が進められているところであるが、特定の職員・所属への業務負担の集中を緩和し、負担軽減のための取組を一層推進する必要がある。

時間外勤務を縮減していくためには、徹底した業務の精選・合理化に加え、A Iをはじめとするデジタル技術の活用などによる業務の効率化や柔軟な業務配分の見直し等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に応じた人員の確保や柔軟な人員の配置を行うなどの取組を推進するとともに、日ごろから個々の職員の勤務状況を適切に把握し、業務負担の集中緩和を図るなど、管理監督者によるマネジメントを着実に行っていく必要がある。なお、管理監督者は、労働基準法等の関係法令を遵守した上で、一層の適正な勤務時間管理に努める必要がある。

また、人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしている。その適用は慎重かつ厳格に行われなければならない、適用を回避・解消するための十分な取組を行い、上限時間を超える時間外勤務を必要最小限にしなければならないが、その適切な運用が徹底されていない状況が見受けられた。特例業務への従事については、各任命権者において厳格に運用した上で、上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、管理監督者による勤務時間の適正管理をより徹底するとともに、医師による面

接指導等の徹底や勤務間インターバル制度等による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮し、過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、今後も、各任命権者において、勤務時間が適正に管理され、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者に対し必要な指導及び助言を行っていく。

イ また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

教育委員会では、「学校における働き方改革取組方針」に基づき、教員の負担を軽減するため、同取組方針に定める目標達成に向けて様々な取組を進めており、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、令和7年度も依然として多くの教員が長時間労働を行っている状況にある。こうした中で、本年2月に改定した「学校における働き方改革取組方針」を「業務量管理・健康確保措置実施計画」と位置付けた上で、教員の業務量の適正化、教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備、教員の健康及び福祉の確保に関する取組を総合的に進めていくこととしている。同取組方針に定める教員の負担をより軽減し、長時間労働を解消していくための取組については、本人事委員会においても実施状況を注視し、必要な指導及び助言を行っていく。

あわせて、教育委員会においては、小中学校も含めた教育職場全体で教員の働き方改革が着実に推進され、教員の長時間労働が是正されるよう、市町教育委員会と一層の連携を図り、市町教育委員会が定めた「業務量管理・健康確保措置実施計画」の取組に対し、教育職場の実情を踏まえた必要な支援・助言を行っていく必要がある。

ウ 国においては、長時間労働を是正し、職員の総実勤務時間を減少させる取組の一つとして、休日や週休日に勤務を命じた場合の代休日の指定及び週休日の振替等について、1日又は4時間単位に限らず行うことを可能とする見直しを行うこととしている。

代休日の指定及び週休日の振替等については、本県においても国と同様の制度としていることから、総実勤務時間縮減策の一つとして、国に準じて見直しの検討を進めていく必要がある。

(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進

ア 育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、各任命権者とも、特定事業主行動計画等に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

各任命権者においては、今年度から令和12年度までを計画期間とする新たな特定事業主行動計画を策定しており、これまでの取組の検証結果を踏まえ、新計画に基づき両立支援の取組をより一層推進していくことが必要である。

特に、男性職員の育児休業については、これまでの取得促進の取組により、ほぼ定着した状況にある。引き続き、対象となる職員が希望する期間の育児休業を安心して取得できるような職場環境を作っていく必要がある。

また、本県においては、育児や介護との両立支援のための様々な休暇・休業制度が整備されているが、個々の職員の事情に適した制度がより幅広く利用され、働き続けることができるよう、職員に対する両立支援制度の周知や、制度を利用しやすいような職場環境の整備など、両立支援の取組を更に推進していく必要がある。

さらに、両立支援の取組の実施に当たっては、育児や介護を行う職員だけでなく、周囲の職員や職場の体制にも配慮した取組を推進していく必要がある。

イ 国においては、個々の職員の事情に配慮した柔軟な働き方を促進する取組として、事由を問わず取得可能な無給休暇の新設や、フレックスタイム制の更なる見直しなどの制度改革を推進している。また、他の多くの都道府県においても、フレックスタイム制など柔軟な働き方につながる制度の導入を進めている。

柔軟な働き方を促進し、職員の働き方の選択肢を増やすことは、多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の実現に資するとともに、効率的な時間管理による公務能率の向上や、多様で有為な人材の確保・活躍にもつながるものである。

本県においても、テレワークや早出遅出勤務など、柔軟な働き方を推進する取組が進められているが、こうした国や他の都道府県の動向を踏まえ、各任命権者においては、適正な公務運営を確保することを前提とした上で、現場の実情に配慮しつつ、無給休暇やフレックスタイム制など、職員の柔軟な働き方の選択肢を拡大する制度の導入に向けて具体的な検討を進めていく必要がある。

(3) 職員の健康管理

ア 職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要であり、各任命権者においては、職員の健康を増進し、働きやすい職場環境づくりに向けた取組が求められている。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや相談体制の強化、ストレスチェックの集団分析結果の活用など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者・休職者の数や割合は増加傾向にある。とりわけ近年では、20歳代の若年層職員のほか、40歳代・50歳代以上の職員にも精神疾患による長期病休者・休職者の増加傾向がみられており、メンタルヘルス対策の重要性が一層増している状況にある。こうした状況を踏まえ、各任命権者においては、メンタルヘルスセミナーの実施や、保健師等による個別面談や巡回相談の実施といった取組が進められているところである。また、職場の健康管理を担う管理職員が、マネジメント面で抱える課題に対応できるよう、研修の実施や相談体制の強化など管理職員への支援を充実させる取組も進められている。各任命権者においては、現

在の取組の効果を検証しながら、更なる実効的な対策を講じていく必要がある。

精神疾患については、再発するケースが多いことから、引き続き予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策のほか、長期病休・休職からの復帰者が、病状が再発することのないよう、支援体制をより充実させていくことも重要である。

イ また、治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務となったことも踏まえ、本県においても、疾病を抱えながら勤務する職員が、治療と勤務を両立しながら働き続けられる職場環境の整備を一層進めていく必要がある。

あわせて、高年齢者の労働災害防止措置についても事業主の努力義務とされたところであり、定年延長等により高齢層職員が増加している状況も踏まえ、各任命権者においては、高齢層職員の心身の特性に応じた健康管理対策・安全管理対策を講じていくことも必要である。

ウ 本県においては、地理的特性・交通事情から、長距離・長時間通勤を行っている職員が一定数いるが、職員の健康管理や効率的な公務運営を確保する観点から、引き続き長距離・長時間通勤による職員の負担軽減に向けた取組を進める必要がある。

(4) ハラスメントの防止

パワー・ハラスメントなどの職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因ともなり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたところであるが、職員による相談件数は高水準で推移しており、ハラスメントとして認定された事案も確認されているところである。

また、本年10月から、事業主にカスタマー・ハラスメントの防止対策が義務付けられたことに伴い、本県においても、対策指針や対応マニュアル等が整備されている。職員を雇用する事業主としての立場から、職員が安

心して業務に取り組めるよう、組織的な対策を推進していくことが求められているところである。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るとともに、管理職員によるマネジメントを強化し、職員相互間のコミュニケーションをより密にするなど、ハラスメントのない職場環境づくりにより一層努め、職員がハラスメントの被害者にも加害者にもならないよう、ハラスメントの防止・解決に向けて組織的に取り組んでいく必要がある。

3 不祥事根絶に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として、公務遂行に伴う不適正な事務処理による不祥事案が発生しているほか、わいせつ・セクハラ行為や飲酒運転による懲戒処分事案が複数発生するなど、深刻な状況にある。

このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

知事部局における「広島県コンプライアンス基本方針」の策定など、各任命権者においては、コンプライアンス推進体制を強化し、職員の規範意識のさらなる確立に向けた取組を行っているところである。引き続き、事案ごとに原因分析を行い、不祥事根絶に向けて、組織の自浄作用を高め、不祥事を許さない組織風土を構築するための取組を続けていくことが重要である。

職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえ月例給及び特別給を引き上げること等を求めるものである。

近年、行政課題が複雑化・多様化する中で、より効率的で質の高い行政サービスを提供するためには、職員がそれぞれの適性や能力を存分に発揮し、県行政の推進のために意欲を持って働くことができる組織であることが重要であり、各任命権者におかれては、県行政を担う多様で有為な人材を確保・育成するとともに、魅力ある職場環境づくり等に取り組まれることを要望する。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、高い使命感と責任感を持ち、より一層職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 令和8年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表6までのとおり改定すること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿直勤務又は日直勤務は5,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務は8,000円とし、常直勤務に係る支給月額を25,000円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員条例」という。）の改正
現行給料表を別表7のとおり改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表9のとおり改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

2 給与制度をめぐる諸課題の内容

(1) 給与条例の改正

1の(1)のアによる改定後の給料表を別表10のとおり改定すること。

新給料表（別表10）への切替えは、別記切替要領によること。

(2) 市町立学校職員条例の改正

1の(2)による改定後の給料表を別表11のとおり改定すること。

新給料表（別表11）への切替えは、別記切替要領によること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施すること。ただし、2の(1)及び(2)については、令和10年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	206,900	287,800	325,100	381,100	470,500	498,900	550,500
	2	208,000	288,800	326,600	382,800	474,500	502,900	554,500
	3	209,200	289,800	328,000	384,400	480,500	508,900	560,500
	4	210,300	290,800	329,400	386,000	488,500	516,900	568,500
	5	211,400	291,800	330,400	387,600			
	6	213,100	292,800	331,500	389,400			
	7	214,700	293,800	332,600	390,900			
	8	216,300	294,800	333,800	392,500			
	9	217,900	295,800	335,100	393,800			
	10	219,500	296,900	336,700	395,400			
	11	221,100	297,900	338,400	397,000			
	12	222,700	298,900	340,000	398,500			
	13	224,200	299,900	341,200	400,400			
	14	225,900	301,200	342,800	402,300			
	15	227,600	302,500	344,500	404,200			
	16	229,300	303,700	346,100	406,000			
	17	230,500	305,000	347,600	407,500			
	18	232,100	306,300	349,300	409,300			
	19	233,700	307,600	351,000	411,000			
	20	235,200	308,800	352,400	412,600			
	21	236,700	309,900	353,800	414,300			
	22	238,300	311,100	355,500	415,700			
	23	239,900	312,400	356,800	417,100			
	24	241,500	313,700	358,400	418,500			
	25	243,100	315,000	359,600	419,900			
	26	244,800	316,100	361,500	421,100			
	27	246,100	317,100	363,100	422,300			
	28	247,400	318,100	364,600	423,300			
	29	248,700	319,300	365,900	424,400			
	30	249,800	320,500	367,500	425,600			
	31	250,900	321,700	369,100	426,700			
	32	252,000	322,900	370,700	427,800			
	33	253,100	324,100	372,300	428,500			
	34	254,400	325,400	374,000	429,200			
	35	255,800	326,800	375,800	429,800			
	36	257,200	328,100	377,600	430,500			
	37	258,600	329,400	379,100	431,100			
	38	260,000	330,700	380,500	431,700			
	39	261,400	332,000	381,900	432,200			
	40	262,800	333,300	383,300	432,600			
	41	264,200	334,700	384,900	433,000			
	42	265,400	335,900	386,300	433,200			
	43	266,700	337,100	387,600	433,500			
	44	268,000	338,200	389,100	433,800			
	45	269,200	339,100	390,300	434,100			
	46	270,400	340,300	391,200	434,400			
	47	271,700	341,500	392,300	434,700			
	48	272,900	342,800	393,400	435,000			

49	274, 000	343, 900	394, 300	435, 200
50	275, 100	345, 100	395, 300	435, 500
51	276, 200	346, 300	396, 300	435, 700
52	277, 300	347, 500	397, 200	436, 000
53	278, 200	348, 800	398, 200	436, 200
54	279, 200	349, 800	399, 100	436, 500
55	280, 200	350, 900	400, 000	436, 800
56	281, 200	352, 000	400, 900	437, 100
57	282, 200	352, 700	401, 700	437, 300
58	283, 100	353, 600	402, 400	437, 600
59	283, 900	354, 300	403, 200	437, 900
60	284, 800	355, 100	404, 000	438, 100
61	285, 600	355, 900	404, 600	438, 300
62	286, 400	356, 300	405, 300	438, 600
63	287, 300	356, 800	406, 000	438, 900
64	288, 000	357, 500	406, 700	439, 100
65	288, 800	358, 300	407, 200	439, 300
66	289, 600	359, 000	407, 900	439, 600
67	290, 400	359, 700	408, 500	439, 900
68	291, 000	360, 300	409, 100	440, 100
69	291, 700	360, 800	409, 500	440, 300
70	292, 500	361, 400	410, 100	440, 600
71	293, 200	361, 900	410, 800	440, 900
72	293, 900	362, 500	411, 400	441, 100
73	294, 600	362, 800	411, 800	441, 300
74	295, 400	363, 300	412, 300	
75	296, 100	363, 600	412, 800	
76	296, 800	364, 000	413, 400	
77	297, 500	364, 400	413, 800	
78	298, 200	364, 900	414, 200	
79	298, 900	365, 400	414, 500	
80	299, 500	365, 900	414, 900	
81	300, 200	366, 200	415, 200	
82	300, 900	366, 600	415, 500	
83	301, 600	367, 000	415, 800	
84	302, 300	367, 400	416, 100	
85	302, 800	367, 700	416, 300	
86	303, 500	368, 100	416, 600	
87	304, 100	368, 500	416, 900	
88	304, 800	368, 900	417, 100	
89	305, 400	369, 100	417, 300	
90	306, 000	369, 500	417, 500	
91	306, 600	369, 900	417, 700	
92	307, 400	370, 300	417, 900	
93	308, 000	370, 500	418, 100	
94		370, 800	418, 300	
95		371, 200	418, 500	
96		371, 500	418, 700	
97		371, 800	418, 900	
98		372, 200		
99		372, 600		
100		373, 000		
101		373, 500		
102		373, 900		
103		374, 300		
104		374, 700		

	105		375,200					
	106		375,600					
	107		375,900					
	108		376,200					
	109		376,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		249,200	294,000	330,000	361,100	407,000	444,000	501,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	237,900	259,200	282,200	321,100	357,800	380,200	412,000	448,700	496,500
	2	240,400	261,400	284,100	322,100	359,300	382,000	413,700	450,300	502,500
	3	242,800	263,600	286,200	323,000	360,700	383,700	415,300	451,800	507,400
	4	245,200	265,800	288,300	323,900	362,200	385,400	417,000	453,300	511,600
	5	247,600	268,000	290,300	324,500	363,700	387,000	418,500	454,800	515,600
	6	249,900	270,000	291,600	325,200	365,200	388,700	420,100	456,400	519,000
	7	252,300	272,000	292,900	325,800	366,600	390,400	421,700	457,800	521,900
	8	254,500	273,800	294,200	326,500	368,000	392,000	423,300	459,200	524,400
	9	256,700	275,600	295,500	327,100	369,400	393,500	424,800	460,300	526,600
	10	258,800	277,300	296,800	327,800	371,000	395,100	426,400	461,700	
	11	260,900	279,000	298,000	328,500	372,700	396,700	428,000	463,200	
	12	262,900	280,400	299,200	329,100	374,300	398,300	429,600	464,700	
	13	264,800	281,800	300,400	329,800	375,700	399,900	431,100	466,000	
	14	266,800	283,600	301,400	330,500	377,300	401,500	433,100	467,700	
	15	268,800	284,900	302,400	331,100	378,900	403,100	435,100	469,300	
	16	270,400	286,300	303,800	331,900	380,400	404,700	437,100	470,900	
	17	272,000	287,700	304,900	332,600	382,000	406,200	438,600	472,300	
	18	273,500	288,900	306,000	333,400	383,600	407,800	440,300	474,000	
	19	275,000	290,100	307,100	334,400	385,200	409,400	441,900	475,700	
	20	276,500	291,200	308,200	335,200	386,700	411,000	443,600	477,300	
	21	278,000	292,500	309,400	336,100	388,200	412,500	445,200	478,700	
	22	279,500	293,600	310,000	337,300	389,800	414,100	446,700	479,400	
	23	281,000	294,800	310,500	338,600	391,400	415,800	448,200	480,100	
	24	282,500	295,900	311,100	339,900	393,000	417,500	449,600	480,800	
	25	284,000	297,200	311,500	341,200	394,400	419,200	450,800	481,200	
	26	285,200	298,500	312,100	342,700	396,100	421,200	452,300	481,700	
	27	286,400	299,700	312,600	344,100	397,800	423,000	453,800	482,300	
	28	287,600	300,900	313,100	345,100	399,300	424,900	455,200	482,900	
	29	288,800	301,800	313,500	346,000	400,900	426,600	456,700	483,500	
	30	289,900	302,800	314,100	347,300	402,500	428,000	458,000	484,200	
	31	291,000	303,900	314,600	348,500	404,100	429,200	459,200	484,700	
	32	292,100	304,900	315,100	349,600	405,700	430,500	460,400	485,200	
	33	293,400	306,100	315,600	350,700	407,400	431,500	461,400	485,700	
	34	294,700	306,700	316,200	352,000	409,400	432,600	462,100	486,000	
	35	295,900	307,300	316,600	353,200	411,400	433,600	462,800	486,300	
	36	297,200	307,900	317,000	354,300	413,400	434,600	463,500	486,700	
	37	298,100	308,300	317,500	355,400	415,100	435,700	464,000	487,000	
	38	299,100	308,900	318,100	356,600	416,800	436,800	464,400	487,200	
	39	300,200	309,500	318,700	357,900	418,300	437,900	464,800	487,500	
	40	301,300	310,000	319,200	359,100	419,800	439,000	465,100	487,700	
	41	302,500	310,400	319,800	360,300	421,000	440,200	465,400	488,000	
	42	303,100	311,000	320,500	361,500	422,000	441,000	465,700	488,200	
	43	303,700	311,600	321,200	362,700	423,000	441,800	466,000	488,400	
	44	304,200	312,100	321,800	363,900	424,000	442,400	466,300	488,600	
	45	304,600	312,500	322,400	365,100	425,000	442,900	466,500	489,000	
	46	305,100	313,000	323,200	366,400	426,100	443,600	466,800		
	47	305,600	313,500	324,000	367,600	427,200	444,300	467,100		
	48	306,100	314,000	324,700	368,800	428,300	444,900	467,300		

49	306,500	314,500	325,500	370,100	429,600	445,600	467,600
50	307,000	315,000	326,500	371,400	430,400	446,000	467,900
51	307,500	315,600	327,500	372,600	431,200	446,600	468,200
52	308,000	316,100	328,500	373,900	431,800	447,200	468,500
53	308,500	316,700	329,600	374,800	432,300	447,600	468,700
54	309,100	317,300	330,700	376,100	433,000	448,000	469,000
55	309,500	318,000	331,700	377,300	433,600	448,500	469,200
56	309,900	318,600	332,700	378,500	434,300	449,000	469,500
57	310,400	319,200	333,800	379,600	434,600	449,500	469,700
58	310,900	320,000	334,900	380,900	435,300	450,000	470,000
59	311,400	320,800	336,000	382,300	436,000	450,400	470,300
60	311,800	321,500	337,100	383,700	436,500	450,800	470,500
61	312,300	322,300	338,000	385,000	436,900	451,200	470,700
62	312,700	323,100	339,200	386,500	437,300	451,500	471,000
63	313,200	323,900	340,300	388,000	437,800	451,800	471,300
64	313,600	324,800	341,400	389,400	438,300	452,100	471,600
65	314,100	325,600	342,400	390,600	438,800	452,300	471,800
66	314,600	326,400	343,500	392,000	439,200	452,600	472,100
67	315,000	327,200	344,600	393,300	439,700	452,900	472,400
68	315,400	328,000	345,800	394,700	440,200	453,100	472,700
69	315,900	328,900	346,900	395,800	440,700	453,300	472,900
70	316,300	329,800	348,000	397,000	441,200	453,600	473,200
71	316,700	330,700	349,200	398,200	441,800	453,900	473,500
72	317,200	331,600	350,400	399,400	442,300	454,100	473,800
73	317,700	332,300	351,100	400,700	442,700	454,300	474,000
74	318,200	333,200	352,400	401,900	443,300	454,600	
75	318,800	334,100	353,700	403,100	443,700	454,900	
76	319,200	334,900	355,000	404,200	443,900	455,100	
77	319,700	335,600	356,200	405,300	444,200	455,300	
78	320,200	336,500	357,600	406,500	444,700	455,600	
79	320,800	337,400	359,000	407,600	445,000	455,900	
80	321,400	338,400	360,400	408,800	445,300	456,100	
81	321,900	339,300	361,700	409,900	445,600	456,300	
82	322,500	340,200	363,300	410,500	446,000	456,600	
83	323,200	341,100	364,800	411,000	446,400	456,900	
84	323,800	342,100	366,300	411,500	446,800	457,100	
85	324,400	343,000	367,700	412,100	447,100	457,300	
86	325,000	344,000	369,200	412,700			
87	325,700	345,000	370,700	413,300			
88	326,400	346,000	372,100	413,900			
89	327,100	346,900	373,400	414,200			
90	327,700	348,200	374,600	414,700			
91	328,400	349,400	375,800	415,200			
92	329,100	350,600	377,100	415,700			
93	329,600	351,800	378,400	416,100			
94	330,300	353,100	379,900	416,500			
95	331,200	354,300	381,400	417,000			
96	332,000	355,500	382,800	417,500			
97	332,700	356,700	384,100	417,900			
98	333,500	358,000	385,300	418,400			
99	334,300	359,200	386,400	418,900			
100	335,100	360,400	387,600	419,300			
101	336,000	361,800	388,700	419,600			
102	337,000	362,700	389,800	420,000			
103	338,000	363,700	390,900	420,400			
104	338,900	364,800	392,000	420,700			

	105	339,700	365,900	393,200	421,000					
	106	340,300	367,000	393,700	421,500					
	107	340,900	368,000	394,300	422,000					
	108	341,500	369,000	394,900	422,500					
	109	342,000	370,200	395,500	422,800					
	110	342,500	371,200	396,000	423,300					
	111	342,900	372,200	396,400	423,800					
	112	343,400	373,100	396,900	424,300					
	113	344,200	374,000	397,300	424,600					
	114	344,800	374,900	397,700	425,100					
	115	345,500	375,800	398,200	425,600					
	116	346,100	376,800	398,700	426,100					
	117	346,700	377,800	399,100	426,500					
	118	347,400	378,200	399,600	427,000					
	119	348,100	378,800	400,200	427,400					
	120	348,800	379,400	400,700	427,900					
	121	349,400	379,700	400,900	428,300					
	122	349,700	380,100	401,400						
	123	350,200	380,500	401,900						
	124	350,700	380,900	402,300						
	125	351,000	381,300	402,800						
	126		381,700	403,300						
	127		382,100	403,800						
	128		382,500	404,300						
	129		382,900	404,600						
	130		383,300	405,100						
	131		383,700	405,600						
	132		384,100	406,100						
	133		384,300	406,400						
	134		384,800	406,900						
	135		385,100	407,300						
	136		385,400	407,700						
	137		385,700	408,000						
	138		386,100	408,400						
	139		386,600	408,900						
	140		387,100	409,400						
	141		387,400	409,700						
	142		387,900							
	143		388,400							
	144		388,900							
	145		389,200							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		278,900	291,900	296,800	332,100	350,900	366,600	392,300	431,000	466,400

備考 この表は、警察官に適用する。

別表 3

教育職給料表

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	224,600	272,000	345,700	404,600	480,800
	2	227,000	273,400	347,600	406,100	482,600
	3	229,400	274,800	349,500	407,600	484,400
	4	231,700	276,200	351,300	409,100	486,200
	5	234,000	277,600	353,000	410,600	487,900
	6	236,300	278,800	354,900	412,000	489,600
	7	238,500	280,000	356,800	413,500	491,500
	8	240,700	281,200	358,600	414,900	493,300
	9	242,900	282,500	360,500	416,200	495,000
	10	245,100	283,600	362,500	417,600	496,600
	11	247,300	284,700	364,400	419,100	498,300
	12	249,600	285,900	366,200	420,600	499,800
	13	251,800	287,200	368,000	421,900	501,300
	14	253,900	288,900	369,700	423,400	502,600
	15	256,000	290,600	371,300	424,900	504,000
	16	258,100	292,300	372,900	426,400	505,300
	17	260,200	294,000	374,500	427,800	506,500
	18	262,000	296,000	375,900	429,400	507,100
	19	263,700	298,200	377,200	431,000	507,700
	20	265,400	300,500	378,400	432,500	508,400
	21	267,100	302,700	379,800	433,700	509,000
	22	268,400	304,900	381,400	435,100	
	23	269,700	307,200	383,000	436,500	
	24	270,900	309,400	384,500	437,800	
	25	272,100	311,500	386,000	439,400	
	26	273,300	313,400	387,700	440,800	
	27	274,500	315,300	389,300	442,100	
	28	275,700	317,100	390,800	443,500	
	29	276,800	319,000	392,400	444,900	
	30	277,800	320,900	394,000	446,200	
	31	278,900	322,700	395,600	447,700	
	32	279,900	324,400	397,200	449,200	
	33	281,000	326,100	398,800	450,800	
	34	282,100	327,900	400,400	452,200	
	35	283,300	329,600	401,900	453,800	
	36	284,600	331,300	403,400	455,300	
	37	285,800	333,000	404,900	457,000	
	38	286,900	334,800	406,400	458,500	
	39	288,100	336,600	407,900	460,100	
	40	289,200	338,300	409,300	461,700	
	41	290,500	339,700	410,600	463,200	
	42	291,500	341,600	412,100	464,700	
	43	292,500	343,400	413,500	465,900	
	44	293,400	345,100	414,900	467,100	
	45	294,000	346,900	416,400	468,300	
	46	294,800	348,800	418,000	469,600	
	47	295,600	350,500	419,600	470,800	
	48	296,400	352,300	421,000	472,000	
	49	297,100	354,100	422,200	473,100	
	50	297,900	355,900	423,600	474,300	
	51	298,600	357,600	425,000	475,500	
	52	299,400	359,300	426,300	476,700	

53	300,200	361,000	427,500	477,900
54	301,000	362,400	428,700	479,100
55	301,700	363,800	430,000	480,300
56	302,500	365,300	431,300	481,500
57	303,200	366,900	432,600	482,600
58	303,800	368,500	433,900	483,200
59	304,600	370,000	435,300	483,700
60	305,400	371,600	436,500	484,200
61	306,100	373,200	437,700	484,700
62	306,700	374,800	439,100	
63	307,500	376,400	440,500	
64	308,100	377,900	441,800	
65	309,100	379,500	443,000	
66	309,900	381,100	444,200	
67	310,600	382,700	445,500	
68	311,300	384,200	446,900	
69	312,000	385,700	448,200	
70	312,700	387,300	449,400	
71	313,400	388,700	450,400	
72	314,100	390,200	451,600	
73	314,800	391,700	452,800	
74	315,500	393,300	453,900	
75	316,200	394,900	455,100	
76	316,800	396,400	456,100	
77	317,400	397,800	457,200	
78	318,100	399,200	458,200	
79	318,800	400,600	459,200	
80	319,400	401,900	460,200	
81	320,000	403,200	461,100	
82	320,600	404,600	461,900	
83	321,300	405,900	462,700	
84	322,000	407,200	463,500	
85	322,700	408,300	464,200	
86	323,500	409,700	464,600	
87	324,200	411,000	465,000	
88	324,800	412,300	465,400	
89	325,500	413,500	465,800	
90	326,300	414,800	466,100	
91	327,000	415,900	466,400	
92	327,800	417,100	466,600	
93	328,300	418,300	466,900	
94	329,000	419,400	467,200	
95	329,700	420,600	467,500	
96	330,400	421,800	467,700	
97	331,000	423,200	467,900	
98	331,600	424,200	468,200	
99	332,400	425,200	468,500	
100	333,100	426,200	468,700	
101	333,900	427,100	468,900	
102	334,700	428,100	469,200	
103	335,600	429,200	469,500	
104	336,400	430,300	469,700	
105	337,000	431,000	469,900	
106	337,800	431,900		
107	338,600	432,800		
108	339,400	433,700		
109	340,000	434,500		
110	340,400	435,300		
111	340,700	436,100		
112	341,200	436,900		

	113	341,700	437,500			
	114	342,100	438,200			
	115	342,500	438,900			
	116	342,900	439,600			
	117	343,400	440,200			
	118	343,900	440,700			
	119	344,300	441,000			
	120	344,800	441,300			
	121	345,300	441,600			
	122	345,700	441,900			
	123	346,100	442,200			
	124	346,600	442,400			
	125	347,100	442,600			
	126	347,400	442,900			
	127	347,700	443,200			
	128	348,000	443,400			
	129	348,200	443,600			
	130	348,500	443,900			
	131	348,800	444,200			
	132	349,000	444,400			
	133	349,200	444,600			
	134	349,400	444,900			
	135	349,600	445,200			
	136	349,900	445,400			
	137	350,200	445,600			
	138	350,400	445,900			
	139	350,700	446,200			
	140	351,000	446,400			
	141	351,200	446,600			
	142	351,400	446,900			
	143	351,700	447,200			
	144	351,900	447,400			
	145	352,200	447,600			
	146	352,400				
	147	352,700				
	148	353,000				
	149	353,200				
	150	353,400				
	151	353,700				
	152	354,000				
	153	354,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		269,800	314,700	347,300	378,200	473,200

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に30,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	224,600	246,100	345,700	376,100	463,400
	2	227,000	248,500	347,600	377,600	464,700
	3	229,400	250,900	349,500	379,200	465,900
	4	231,700	253,400	351,300	380,700	467,200
	5	234,000	255,900	353,000	382,100	468,300
	6	236,300	258,300	354,900	383,500	469,400
	7	238,500	260,700	356,800	384,800	470,600
	8	240,700	263,200	358,600	386,200	471,900
	9	242,900	265,600	360,500	387,700	473,200
	10	245,100	267,200	362,500	389,000	474,400
	11	247,300	268,800	364,400	390,400	475,500
	12	249,600	270,400	366,200	391,700	476,600
	13	251,800	272,000	368,000	393,100	477,800
	14	253,900	273,400	369,700	394,400	478,600
	15	256,000	274,800	371,300	395,600	479,400
	16	258,100	276,200	372,900	396,800	480,300
	17	260,200	277,600	374,500	397,800	481,200
	18	262,000	278,800	375,900	399,100	481,600
	19	263,700	280,000	377,200	400,400	482,100
	20	265,400	281,200	378,400	401,500	482,600
	21	267,100	282,500	379,800	402,500	483,100
	22	268,400	283,600	381,200	403,700	
	23	269,700	284,700	382,600	404,900	
	24	270,900	285,900	383,900	406,000	
	25	272,100	287,200	385,200	407,000	
	26	273,200	288,900	386,700	408,100	
	27	274,300	290,600	388,100	409,200	
	28	275,400	292,300	389,400	410,300	
	29	276,600	294,000	390,600	411,400	
	30	277,700	296,000	392,000	412,600	
	31	278,800	298,200	393,300	413,700	
	32	279,800	300,500	394,600	414,800	
	33	280,900	302,700	395,900	415,800	
	34	281,900	304,900	397,000	416,900	
	35	282,900	307,200	398,100	418,100	
	36	284,000	309,400	399,300	419,300	
	37	285,200	311,500	400,500	420,400	
	38	286,100	313,400	401,600	421,700	
	39	287,100	315,300	402,800	422,800	
	40	288,200	317,100	403,900	423,900	
	41	289,400	319,000	405,000	425,000	
	42	290,500	320,900	406,100	426,300	
	43	291,600	322,700	407,300	427,300	
	44	292,700	324,400	408,400	428,400	
	45	293,600	326,100	409,500	429,600	
	46	294,400	327,900	410,700	430,800	
	47	295,200	329,600	411,900	432,000	
	48	296,000	331,300	413,000	433,200	
	49	296,600	333,000	413,900	434,300	
	50	297,400	334,800	415,100	435,300	
	51	298,100	336,600	416,100	436,600	
	52	298,800	338,300	417,200	437,800	

53	299,600	339,700	418,000	439,000
54	300,400	341,600	419,100	440,100
55	301,000	343,400	420,100	441,200
56	301,700	345,100	421,100	442,300
57	302,400	346,900	422,200	443,300
58	303,200	348,800	423,200	444,500
59	304,000	350,500	424,300	445,700
60	304,600	352,300	425,400	446,900
61	305,200	354,100	426,400	447,500
62	305,900	355,900	427,500	448,300
63	306,600	357,600	428,600	449,000
64	307,100	359,300	429,600	449,500
65	307,800	361,000	430,500	449,800
66	308,500	362,400	431,400	450,100
67	309,100	363,800	432,400	450,500
68	309,700	365,300	433,400	450,900
69	310,400	366,900	434,200	451,200
70	311,100	368,400	435,000	451,600
71	311,700	369,900	435,700	451,900
72	312,400	371,400	436,500	452,200
73	312,900	372,800	437,200	452,500
74	313,600	374,400	437,800	452,800
75	314,300	375,900	438,500	453,100
76	314,800	377,300	439,200	453,400
77	315,400	378,700	439,800	453,600
78	316,100	380,200	440,500	453,900
79	316,700	381,700	441,000	454,200
80	317,300	383,300	441,600	454,400
81	317,800	384,600	442,000	454,600
82	318,400	385,900	442,400	
83	319,000	387,200	442,700	
84	319,600	388,400	442,900	
85	320,000	389,500	443,100	
86	320,400	390,700	443,400	
87	320,900	391,700	443,700	
88	321,400	392,800	443,900	
89	321,800	393,800	444,100	
90	322,200	394,900	444,400	
91	322,600	396,000	444,700	
92	323,000	397,000	444,900	
93	323,300	398,100	445,100	
94	323,700	399,200	445,400	
95	324,100	400,200	445,700	
96	324,400	401,300	445,900	
97	324,700	402,300	446,100	
98	325,100	403,300	446,400	
99	325,400	404,200	446,700	
100	325,700	405,100	446,900	
101	326,100	405,900	447,100	
102	326,400	406,900	447,400	
103	326,700	407,700	447,700	
104	327,000	408,600	447,900	
105	327,200	409,400	448,100	
106	327,500	410,300		
107	327,800	411,200		
108	328,000	412,100		
109	328,200	412,900		
110	328,400	413,900		
111	328,700	414,800		
112	329,000	415,700		

	113	329,200	416,300			
	114	329,400	417,200			
	115	329,600	418,100			
	116	329,900	419,000			
	117	330,200	419,800			
	118	330,400	420,500			
	119	330,700	421,300			
	120	331,000	422,100			
	121	331,200	422,700			
	122	331,400	423,400			
	123	331,600	424,100			
	124	331,900	424,700			
	125	332,200	425,300			
	126		426,000			
	127		426,500			
	128		427,100			
	129		427,700			
	130		428,300			
	131		428,800			
	132		429,300			
	133		429,600			
	134		429,900			
	135		430,100			
	136		430,400			
	137		430,700			
	138		431,000			
	139		431,300			
	140		431,600			
	141		431,900			
	142		432,200			
	143		432,500			
	144		432,800			
	145		433,000			
	146		433,300			
	147		433,600			
	148		433,800			
	149		434,000			
	150		434,300			
	151		434,600			
	152		434,800			
	153		435,000			
	154		435,300			
	155		435,600			
	156		435,800			
	157		436,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		260,700	311,600	342,500	371,600	461,900

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	207,400	258,600	352,400	403,700	478,200
	2	208,500	262,900	354,400	405,100	488,400
	3	209,700	265,700	356,400	406,500	498,100
	4	210,800	268,500	358,300	407,900	508,000
	5	211,900	271,100	360,300	409,300	517,900
	6	214,100	272,900	362,300	410,700	527,900
	7	216,200	274,400	364,300	412,000	536,600
	8	218,300	275,900	366,200	413,400	544,500
	9	220,500	277,400	368,100	414,800	552,300
	10	222,500	279,400	369,700	416,300	559,400
	11	224,500	281,400	371,300	417,700	564,700
	12	226,500	283,300	372,900	419,100	569,200
	13	228,500	285,300	374,500	420,300	572,200
	14	230,400	287,500	375,600	421,800	574,200
	15	232,300	289,700	376,600	423,300	
	16	234,100	291,900	377,600	424,800	
	17	235,800	294,100	378,900	426,300	
	18	237,600	296,400	380,100	427,900	
	19	239,400	298,800	381,300	429,500	
	20	241,200	301,200	382,500	431,200	
	21	243,100	303,500	383,700	432,400	
	22	244,900	305,700	384,900	433,800	
	23	246,600	307,800	386,000	435,200	
	24	248,300	309,900	387,000	436,500	
	25	250,000	312,000	388,100	437,800	
	26	252,100	313,900	389,100	439,100	
	27	254,000	315,800	390,000	440,600	
	28	255,900	317,700	391,000	442,100	
	29	257,800	319,600	391,900	443,300	
	30	259,000	321,100	392,600	444,500	
	31	260,100	322,700	393,400	446,100	
	32	261,200	324,200	394,100	447,600	
	33	262,600	325,700	394,700	448,900	
	34	263,900	327,200	395,400	450,300	
	35	265,300	328,700	396,100	451,700	
	36	266,700	330,200	396,900	453,100	
	37	268,100	331,600	397,600	454,500	
	38	269,600	332,600	398,300	455,900	
	39	271,100	333,500	399,100	457,300	
	40	272,700	334,300	399,800	458,700	
	41	274,100	335,000	400,600	459,800	
	42	275,400	335,500	401,700	461,100	
	43	276,800	336,000	402,900	462,500	
	44	278,200	336,400	404,100	463,800	
	45	279,700	336,800	404,800	464,600	
	46	281,000	337,300	405,800	465,400	
	47	282,300	337,800	406,600	466,300	
	48	283,500	338,200	407,300	467,200	
	49	284,700	338,600	408,000	468,000	
	50	285,800	339,000	408,700	468,800	
	51	286,900	339,400	409,300	469,400	
	52	288,000	339,900	409,900	470,200	

53	289,000	340,300	410,500	470,600
54	290,100	340,700	411,200	471,200
55	291,100	341,100	412,000	471,700
56	292,100	341,500	412,800	472,200
57	293,100	341,900	413,400	472,700
58	293,800	342,200	414,200	
59	294,300	342,600	414,900	
60	294,900	343,000	415,600	
61	295,500	343,400	416,200	
62	296,100	343,900	416,900	
63	296,700	344,500	417,500	
64	297,300	345,000	418,200	
65	297,900	345,400	418,900	
66	298,400	346,000	419,500	
67	299,000	346,500	420,100	
68	299,500	347,100	420,800	
69	300,100	347,600	421,500	
70	300,800	348,100	422,000	
71	301,400	348,500	422,600	
72	302,000	349,100	423,200	
73	302,700	349,600	423,700	
74	303,300	350,100	424,300	
75	303,900	350,700	424,900	
76	304,600	351,400	425,400	
77	305,300	352,000	425,900	
78	306,000	352,400	426,400	
79	306,700	353,100	426,900	
80	307,200	353,800	427,600	
81	307,800	354,400	428,000	
82	308,500	355,100		
83	309,200	355,700		
84	309,800	356,300		
85	310,300	356,800		
86	311,000	357,300		
87	311,700	357,700		
88	312,300	358,000		
89	312,800	358,300		
90	313,400	358,800		
91	314,100	359,100		
92	314,700	359,500		
93	315,300	359,800		
94	315,800	360,100		
95	316,400	360,500		
96	316,900	360,900		
97	317,200	361,400		
98	317,600	361,900		
99	318,000	362,400		
100	318,500	362,900		
101	318,900	363,400		
102	319,200	363,900		
103	319,500	364,300		
104	319,800	364,800		
105	320,200	365,200		
106	320,500	365,600		
107	320,900	366,100		
108	321,200	366,500		
109	321,400	367,000		
110	321,800	367,400		
111	322,100	367,800		
112	322,300	368,200		

	113	322,600	368,700			
	114	322,900	369,100			
	115	323,200	369,500			
	116	323,500	369,900			
	117	323,700	370,400			
	118	324,000	370,800			
	119	324,200	371,200			
	120	324,500	371,600			
	121	324,800	372,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		251,800	298,200	326,200	373,300	437,500

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 5

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	318,900	431,700	488,500	585,600
	2	321,300	434,400	490,500	591,700
	3	323,600	437,100	492,400	596,800
	4	325,800	439,700	494,300	601,500
	5	328,000	442,200	495,800	605,800
	6	331,500	444,400	497,500	610,100
	7	335,000	446,400	499,300	613,500
	8	338,500	448,500	501,100	616,400
	9	342,100	450,600	502,900	618,900
	10	345,600	452,200	504,600	621,200
	11	349,100	453,800	506,400	
	12	352,600	455,400	508,200	
	13	356,100	457,000	510,000	
	14	359,600	458,500	511,700	
	15	363,100	460,000	513,500	
	16	366,600	461,400	515,300	
	17	370,000	462,800	517,100	
	18	373,200	464,300	519,000	
	19	376,500	465,800	520,900	
	20	379,700	467,200	522,800	
	21	383,000	468,500	524,700	
	22	386,300	470,000	526,400	
	23	389,500	471,400	528,200	
	24	392,600	472,800	530,000	
	25	395,800	474,200	531,600	
	26	398,200	475,600	533,400	
	27	400,600	476,900	535,200	
	28	402,800	478,200	536,700	
	29	404,800	479,600	538,100	
	30	406,500	480,900	539,800	
	31	408,200	482,300	541,600	
	32	410,000	483,700	543,300	
	33	411,800	485,000	544,800	
	34	413,600	486,300	546,100	
	35	415,200	487,600	547,400	
	36	416,700	489,000	548,700	
	37	418,200	490,400	549,700	
	38	419,600	492,000	551,000	
	39	421,000	493,600	552,300	
	40	422,400	495,100	553,600	
	41	423,900	496,700	554,600	
	42	424,700	497,900	555,400	
	43	425,400	498,900	556,200	
	44	426,100	499,900	557,000	
	45	426,900	500,700	557,900	
	46	427,500	501,600	558,700	
	47	428,100	502,500	559,500	
	48	428,600	503,300	560,200	
	49	429,100	504,000	561,000	
	50	429,500	504,700	561,800	
	51	430,000	505,400	562,500	
	52	430,400	506,000	563,400	

	53	430,800	506,600	564,300	
	54	431,100	507,300	565,100	
	55	431,400	507,900	566,000	
	56	431,800	508,500	566,900	
	57	432,100	508,800	567,700	
	58	432,400	509,400	568,500	
	59	432,700	510,000	569,300	
	60	433,000	510,700	570,000	
	61	433,400	511,100	570,800	
	62	433,700	511,700	571,700	
	63	434,000	512,400	572,600	
	64	434,300	513,100	573,500	
	65	434,600	513,500	574,300	
	66		514,100	575,200	
	67		514,700	576,100	
	68		515,200	577,000	
	69		515,700	577,800	
	70		516,200	578,700	
	71		516,700	579,600	
	72		517,200	580,500	
	73		517,600	581,300	
	74		518,100		
	75		518,500		
	76		518,900		
	77		519,400		
	78		520,000		
	79		520,500		
	80		520,900		
	81		521,400		
	82		522,000		
	83		522,600		
	84		523,100		
	85		523,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 341,100	円 387,800	円 448,100	円 529,800

備考 この表は、厚生環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	212,100	286,100	341,500	386,600	442,200
	2	214,300	286,900	343,000	388,300	444,200
	3	216,400	287,600	344,500	389,900	446,200
	4	218,500	288,400	345,900	391,500	448,100
	5	220,500	289,200	347,300	393,000	449,900
	6	222,500	290,000	348,900	394,600	451,600
	7	224,500	290,800	350,500	396,200	453,200
	8	226,400	291,500	352,000	397,800	454,700
	9	228,200	292,200	353,300	399,400	456,200
	10	230,100	293,000	354,900	401,400	457,500
	11	232,000	293,800	356,500	403,400	458,800
	12	234,100	294,600	357,900	405,400	460,100
	13	235,800	295,400	359,400	406,800	461,400
	14	237,800	296,200	361,000	408,500	462,600
	15	240,000	296,900	362,200	410,200	463,800
	16	242,100	297,700	363,800	411,900	464,900
	17	244,200	298,600	365,300	413,600	466,100
	18	245,300	299,400	366,800	415,100	467,200
	19	246,300	300,200	368,200	416,600	468,400
	20	247,300	301,000	369,700	418,100	469,600
	21	248,400	301,800	370,800	419,400	470,700
	22	250,200	302,700	372,300	420,700	471,500
	23	252,100	303,800	373,800	422,000	471,900
	24	254,200	304,900	375,200	423,100	472,600
	25	256,000	306,200	376,300	424,200	473,100
	26	257,100	307,500	377,800	425,300	473,500
	27	258,100	308,900	379,300	426,400	473,900
	28	259,000	310,200	380,700	427,500	474,300
	29	260,200	311,900	382,100	428,300	474,700
	30	261,300	313,600	383,700	429,100	475,100
	31	262,400	315,300	385,100	429,800	475,400
	32	263,700	317,000	386,600	430,600	475,700
	33	264,900	318,700	387,700	431,000	476,000
	34	266,200	319,900	388,700	431,600	476,300
	35	267,400	321,000	389,800	432,100	476,600
	36	268,500	322,200	390,800	432,500	476,900
	37	269,500	323,500	391,700	432,900	477,200
	38	270,500	324,700	392,400	433,100	
	39	271,600	325,900	393,200	433,400	
	40	272,600	327,100	394,200	433,700	
	41	273,700	328,300	395,100	434,000	
	42	274,600	329,500	396,000	434,300	
	43	275,400	330,700	396,900	434,600	
	44	276,200	331,900	397,800	434,900	
	45	277,000	333,200	398,500	435,100	
	46	277,800	334,400	399,200	435,400	
	47	278,600	335,700	400,000	435,700	
	48	279,400	336,900	400,800	436,000	

49	280, 100	338, 100	401, 200	436, 200
50	280, 900	339, 200	401, 800	436, 400
51	281, 700	340, 400	402, 500	436, 700
52	282, 500	341, 600	403, 200	437, 000
53	283, 300	342, 900	403, 500	437, 200
54	284, 100	344, 100	404, 100	
55	284, 700	345, 300	404, 700	
56	285, 500	346, 400	405, 100	
57	286, 400	347, 300	405, 400	
58	287, 200	348, 500	405, 700	
59	288, 000	349, 600	406, 200	
60	288, 700	350, 700	406, 700	
61	289, 400	351, 600	407, 000	
62	290, 200	352, 500	407, 400	
63	291, 000	353, 500	407, 800	
64	291, 700	354, 400	408, 200	
65	292, 400	355, 300	408, 700	
66	293, 200	356, 200	409, 100	
67	294, 000	357, 200	409, 600	
68	294, 700	358, 100	410, 100	
69	295, 400	358, 600	410, 500	
70	296, 200	359, 500	410, 900	
71	296, 800	360, 200	411, 200	
72	297, 500	361, 100	411, 500	
73	298, 200	361, 800	411, 800	
74	298, 900	362, 100	412, 300	
75	299, 600	362, 500	412, 600	
76	300, 200	363, 100	413, 000	
77	300, 900	363, 700	413, 400	
78	301, 700	364, 400	413, 900	
79	302, 400	365, 100	414, 300	
80	303, 000	365, 700	414, 700	
81	303, 500	366, 400	415, 000	
82	304, 200	366, 900	415, 500	
83	304, 900	367, 500	415, 800	
84	305, 500	368, 100	416, 200	
85	306, 000	368, 400	416, 500	
86	306, 600	368, 900	417, 000	
87	307, 300	369, 300	417, 300	
88	308, 000	369, 800	417, 700	
89	308, 600	370, 300	418, 000	
90	309, 100	370, 800		
91	309, 700	371, 300		
92	310, 200	371, 700		
93	310, 800	372, 000		
94	311, 200	372, 300		
95	311, 500	372, 500		
96	311, 800	372, 800		
97	312, 100	373, 300		
98	312, 400	373, 600		
99	312, 600	373, 900		
100	312, 900	374, 200		
101	313, 200	374, 600		
102	313, 400	374, 900		
103	313, 700	375, 200		
104	314, 000	375, 500		

	105	314, 200	375, 900			
	106	314, 400	376, 200			
	107	314, 600	376, 400			
	108	314, 800	376, 700			
	109	315, 200	377, 000			
	110	315, 400	377, 400			
	111	315, 600	377, 800			
	112	315, 800	378, 200			
	113	316, 200	378, 700			
	114	316, 400	379, 100			
	115	316, 600	379, 500			
	116	316, 900	379, 900			
	117	317, 200	380, 400			
	118	317, 400				
	119	317, 600				
	120	317, 900				
	121	318, 200				
	122	318, 400				
	123	318, 600				
	124	318, 900				
	125	319, 200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 249, 300	円 296, 000	円 321, 600	円 370, 300	円 416, 300

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	234,100	306,300	346,200	387,800	444,000
	2	236,000	306,800	347,200	389,600	446,200
	3	237,800	307,300	348,200	391,300	448,400
	4	239,500	307,800	349,200	393,100	450,600
	5	241,200	308,200	350,200	395,000	452,600
	6	243,100	308,700	351,400	397,000	454,600
	7	245,000	309,200	352,600	399,100	456,400
	8	246,700	309,600	353,800	401,200	458,300
	9	248,500	310,000	354,600	402,900	460,000
	10	250,400	310,500	355,800	405,000	461,600
	11	252,300	311,000	357,000	407,100	463,400
	12	254,300	311,500	358,000	409,100	465,000
	13	256,600	311,800	359,100	411,000	466,300
	14	258,900	312,500	360,200	412,600	467,600
	15	261,200	313,100	361,000	414,400	469,200
	16	263,500	313,700	362,100	416,200	470,800
	17	267,200	314,100	363,200	417,900	472,500
	18	269,400	314,800	364,300	419,600	474,100
	19	271,600	315,300	365,200	421,600	475,600
	20	273,800	315,900	366,300	423,300	477,000
	21	276,000	316,600	367,200	425,000	478,100
	22	277,000	316,900	368,400	426,700	479,400
	23	277,800	317,600	369,500	428,500	480,700
	24	278,700	318,300	370,600	430,300	482,200
	25	279,500	318,900	371,300	431,900	483,200
	26	280,600	319,500	372,600	433,600	483,800
	27	281,700	320,200	373,900	435,400	484,500
	28	282,600	320,800	375,200	437,200	485,100
	29	283,400	321,500	376,400	438,700	486,000
	30	284,100	322,300	377,900	440,200	486,700
	31	284,800	323,000	379,400	441,700	487,500
	32	285,600	323,900	380,900	443,000	488,300
	33	286,700	325,100	382,100	444,200	489,000
	34	287,600	326,300	383,600	445,300	489,700
	35	288,500	327,400	385,000	446,500	490,400
	36	289,400	328,300	386,400	447,700	491,200
	37	290,400	329,200	387,800	449,000	492,000
	38	291,400	330,400	388,800	450,100	492,800
	39	292,300	331,600	390,200	451,300	493,500
	40	293,300	333,000	391,500	452,500	494,200
	41	294,100	334,100	392,900	453,700	495,000
	42	295,000	335,300	394,300	454,700	
	43	295,900	336,600	395,600	455,800	
	44	296,800	338,200	397,000	456,900	
	45	297,800	338,900	398,400	457,900	
	46	298,500	340,000	399,500	458,400	
	47	299,200	341,100	400,500	458,900	
	48	299,900	342,200	401,600	459,300	
	49	300,500	343,400	402,600	459,900	
	50	301,100	344,400	403,300	460,400	
	51	301,600	345,500	404,200	460,800	
	52	302,000	346,600	405,000	461,300	

53	302, 400	347, 700	405, 500	461, 800
54	303, 000	348, 800	406, 200	462, 200
55	303, 500	349, 900	406, 900	462, 500
56	303, 900	351, 000	407, 500	462, 800
57	304, 300	351, 800	408, 100	463, 200
58	304, 800	352, 900	408, 600	
59	305, 200	354, 000	409, 200	
60	305, 700	355, 000	409, 700	
61	306, 200	355, 900	410, 200	
62	306, 600	356, 800	410, 700	
63	307, 100	357, 800	411, 300	
64	307, 500	358, 800	411, 800	
65	308, 000	360, 000	412, 400	
66	308, 400	361, 300	412, 800	
67	308, 900	362, 500	413, 300	
68	309, 400	363, 700	413, 700	
69	309, 800	364, 600	414, 000	
70	310, 200	365, 800	414, 500	
71	310, 700	366, 900	414, 800	
72	311, 100	368, 200	415, 000	
73	311, 600	369, 200	415, 200	
74	312, 300	370, 100	415, 600	
75	313, 000	371, 200	415, 800	
76	313, 700	372, 400	416, 000	
77	314, 400	373, 500	416, 200	
78	315, 300	374, 700	416, 600	
79	316, 200	375, 900	417, 000	
80	316, 900	376, 900	417, 200	
81	317, 600	377, 900	417, 300	
82	318, 500	378, 900	417, 600	
83	319, 300	380, 000	418, 000	
84	320, 100	381, 100	418, 300	
85	320, 800	381, 900	418, 600	
86	321, 700	383, 000	419, 000	
87	322, 600	384, 100	419, 400	
88	323, 400	385, 100	419, 800	
89	324, 300	385, 800	420, 100	
90	325, 100	386, 600		
91	326, 000	387, 400		
92	326, 900	388, 100		
93	327, 700	388, 700		
94	328, 600	389, 200		
95	329, 500	389, 700		
96	330, 300	390, 200		
97	330, 800	390, 800		
98	331, 500	391, 300		
99	332, 300	391, 800		
100	333, 100	392, 300		
101	333, 900	392, 700		
102	334, 700	393, 100		
103	335, 700	393, 700		
104	336, 700	394, 200		
105	337, 600	394, 500		
106	338, 600	395, 000		
107	339, 600	395, 300		
108	340, 600	395, 600		
109	341, 400	396, 200		
110	342, 100	396, 700		
111	342, 800	397, 200		
112	343, 400	397, 700		

	113	343, 800	398, 300			
	114	344, 100	398, 800			
	115	344, 600	399, 300			
	116	345, 200	399, 700			
	117	345, 600	400, 300			
	118	346, 100	400, 800			
	119	346, 700	401, 300			
	120	347, 200	401, 800			
	121	347, 600	402, 400			
	122	348, 100	402, 800			
	123	348, 600	403, 300			
	124	349, 100	403, 800			
	125	349, 500	404, 400			
	126	349, 800				
	127	350, 100				
	128	350, 400				
	129	350, 700				
	130	351, 100				
	131	351, 400				
	132	351, 700				
	133	351, 900				
	134	352, 200				
	135	352, 500				
	136	352, 700				
	137	352, 900				
	138	353, 200				
	139	353, 500				
	140	353, 800				
	141	354, 000				
	142	354, 300				
	143	354, 600				
	144	354, 800				
	145	355, 000				
	146	355, 200				
	147	355, 500				
	148	355, 700				
	149	356, 000				
	150	356, 400				
	151	356, 800				
	152	357, 200				
	153	357, 500				
	154	357, 900				
	155	358, 300				
	156	358, 700				
	157	359, 000				
	158	359, 400				
	159	359, 700				
	160	360, 100				
	161	360, 400				
	162	360, 800				
	163	361, 200				
	164	361, 600				
	165	361, 900				
	166	362, 300				
	167	362, 700				
	168	363, 100				
	169	363, 400				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		294, 200	314, 200	329, 400	373, 900	422, 300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 6

情報職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	206,900	287,800	325,100	495,400	545,700	624,700	717,100
	2	208,000	288,800	326,600	507,400	555,700	636,700	739,100
	3	209,200	289,800	328,000	517,400	563,700	646,700	
	4	210,300	290,800	329,400	525,400	569,700		
	5	211,400	291,800	330,400	531,400	573,700		
	6	213,100	292,800	331,500	535,400			
	7	214,700	293,800	332,600				
	8	216,300	294,800	333,800				
	9	217,900	295,800	335,100				
	10	219,500	296,900	336,700				
	11	221,100	297,900	338,400				
	12	222,700	298,900	340,000				
	13	224,200	299,900	341,200				
	14	225,900	301,200	342,800				
	15	227,600	302,500	344,500				
	16	229,300	303,700	346,100				
	17	230,500	305,000	347,600				
	18	232,100	306,300	349,300				
	19	233,700	307,600	350,900				
	20	235,200	308,800	352,400				
	21	236,700	309,900	353,800				
	22	238,300	311,100	355,500				
	23	239,900	312,400	356,800				
	24	241,500	313,700	358,400				
	25	243,100	315,000	359,600				
	26	244,800	316,100	361,500				
	27	246,100	317,100	363,100				
	28	247,400	318,100	364,700				
	29	248,700	319,300	365,900				
	30	249,800	320,500	367,500				
	31	250,900	321,700	369,100				
	32	252,000	322,900	370,700				
	33	253,100	324,100	372,300				
	34	254,400	325,400	374,000				
	35	255,800	326,800	375,800				
	36	257,200	328,100	377,600				
	37	258,600	329,400	379,100				
	38	260,000	330,700	380,500				
	39	261,400	332,000	381,900				
	40	262,800	333,300	383,300				
	41	264,200	334,700	384,900				
	42	265,400	335,900	386,300				
	43	266,700	337,100	387,600				
	44	268,000	338,200	389,100				
	45	269,200	339,100	390,300				
	46	270,400	340,300	391,200				
	47	271,700	341,500	392,300				
	48	272,900	342,800	393,400				

49	274,000	343,900	394,300				
50	275,100	345,100	395,300				
51	276,200	346,300	396,300				
52	277,300	347,500	397,200				
53	278,200	348,800	398,200				
54	279,200	349,800	399,100				
55	280,200	350,900	400,000				
56	281,200	352,000	400,900				
57	282,200	352,700	401,700				
58	283,100	353,600	402,400				
59	283,900	354,300	403,200				
60	284,800	355,100	404,000				
61	285,600	355,900	404,600				
62	286,400	356,300	405,300				
63	287,300	356,800	406,000				
64	288,000	357,500	406,700				
65	288,800	358,300	407,200				
66	289,600	359,000	407,900				
67	290,400	359,700	408,500				
68	291,000	360,300	409,100				
69	291,700	360,800	409,500				
70	292,500	361,400	410,100				
71	293,200	361,900	410,800				
72	293,900	362,500	411,400				
73	294,600	362,800	411,800				
74	295,400	363,300	412,300				
75	296,100	363,600	412,800				
76	296,800	364,000	413,400				
77	297,500	364,400	413,800				
78	298,200	364,900	414,200				
79	298,900	365,400	414,500				
80	299,500	365,900	414,900				
81	300,200	366,200	415,200				
82	300,900	366,600	415,500				
83	301,600	367,000	415,800				
84	302,300	367,400	416,100				
85	302,800	367,700	416,300				
86	303,500	368,100	416,600				
87	304,100	368,500	416,900				
88	304,800	368,900	417,100				
89	305,400	369,100	417,300				
90	306,000	369,500	417,500				
91	306,600	369,900	417,700				
92	307,400	370,300	417,900				
93	308,000	370,500	418,100				
94		370,800	418,300				
95		371,200	418,500				
96		371,500	418,700				
97		371,800	418,900				
98		372,200					
99		372,600					
100		373,000					
101		373,500					
102		373,900					
103		374,300					
104		374,700					

	105		375,200					
	106		375,600					
	107		375,900					
	108		376,200					
	109		376,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		249,200	294,000	330,000	469,400	529,100	577,200	651,600

備考 この表は、情報分野における専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 7

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	224,600	246,100	345,700	376,100	463,400
	2	227,000	248,500	347,600	377,600	464,700
	3	229,400	250,900	349,500	379,200	465,900
	4	231,700	253,400	351,300	380,700	467,200
	5	234,000	255,900	353,000	382,100	468,300
	6	236,300	258,300	354,900	383,500	469,400
	7	238,500	260,700	356,800	384,800	470,600
	8	240,700	263,200	358,600	386,200	471,900
	9	242,900	265,600	360,500	387,700	473,200
	10	245,100	267,200	362,500	389,000	474,400
	11	247,300	268,800	364,400	390,400	475,500
	12	249,600	270,400	366,200	391,700	476,600
	13	251,800	272,000	368,000	393,100	477,800
	14	253,900	273,400	369,700	394,400	478,600
	15	256,000	274,800	371,300	395,600	479,400
	16	258,100	276,200	372,900	396,800	480,300
	17	260,200	277,600	374,500	397,800	481,200
	18	262,000	278,800	375,900	399,100	481,600
	19	263,700	280,000	377,200	400,400	482,100
	20	265,400	281,200	378,400	401,500	482,600
	21	267,100	282,500	379,800	402,500	483,100
	22	268,400	283,600	381,200	403,700	
	23	269,700	284,700	382,600	404,900	
	24	270,900	285,900	383,900	406,000	
	25	272,100	287,200	385,200	407,000	
	26	273,200	288,900	386,700	408,100	
	27	274,300	290,600	388,100	409,200	
	28	275,400	292,300	389,400	410,300	
	29	276,600	294,000	390,600	411,400	
	30	277,700	296,000	392,000	412,600	
	31	278,800	298,200	393,300	413,700	
	32	279,800	300,500	394,600	414,800	
	33	280,900	302,700	395,900	415,800	
	34	281,900	304,900	397,000	416,900	
	35	282,900	307,200	398,100	418,100	
	36	284,000	309,400	399,300	419,300	
	37	285,200	311,500	400,500	420,400	
	38	286,100	313,400	401,600	421,700	
	39	287,100	315,300	402,800	422,800	
	40	288,200	317,100	403,900	423,900	
	41	289,400	319,000	405,000	425,000	
	42	290,500	320,900	406,100	426,300	
	43	291,600	322,700	407,300	427,300	
	44	292,700	324,400	408,400	428,400	
	45	293,600	326,100	409,500	429,600	
	46	294,400	327,900	410,700	430,800	
	47	295,200	329,600	411,900	432,000	
	48	296,000	331,300	413,000	433,200	
	49	296,600	333,000	413,900	434,300	
	50	297,400	334,800	415,100	435,300	
	51	298,100	336,600	416,100	436,600	
	52	298,800	338,300	417,200	437,800	

53	299,600	339,700	418,000	439,000
54	300,400	341,600	419,100	440,100
55	301,000	343,400	420,100	441,200
56	301,700	345,100	421,100	442,300
57	302,400	346,900	422,200	443,300
58	303,200	348,800	423,200	444,500
59	304,000	350,500	424,300	445,700
60	304,600	352,300	425,400	446,900
61	305,200	354,100	426,400	447,500
62	305,900	355,900	427,500	448,300
63	306,600	357,600	428,600	449,000
64	307,100	359,300	429,600	449,500
65	307,800	361,000	430,500	449,800
66	308,500	362,400	431,400	450,100
67	309,100	363,800	432,400	450,500
68	309,700	365,300	433,400	450,900
69	310,400	366,900	434,200	451,200
70	311,100	368,400	435,000	451,600
71	311,700	369,900	435,700	451,900
72	312,400	371,400	436,500	452,200
73	312,900	372,800	437,200	452,500
74	313,600	374,400	437,800	452,800
75	314,300	375,900	438,500	453,100
76	314,800	377,300	439,200	453,400
77	315,400	378,700	439,800	453,600
78	316,100	380,200	440,500	453,900
79	316,700	381,700	441,000	454,200
80	317,300	383,300	441,600	454,400
81	317,800	384,600	442,000	454,600
82	318,400	385,900	442,400	
83	319,000	387,200	442,700	
84	319,600	388,400	442,900	
85	320,000	389,500	443,100	
86	320,400	390,700	443,400	
87	320,900	391,700	443,700	
88	321,400	392,800	443,900	
89	321,800	393,800	444,100	
90	322,200	394,900	444,400	
91	322,600	396,000	444,700	
92	323,000	397,000	444,900	
93	323,300	398,100	445,100	
94	323,700	399,200	445,400	
95	324,100	400,200	445,700	
96	324,400	401,300	445,900	
97	324,700	402,300	446,100	
98	325,100	403,300	446,400	
99	325,400	404,200	446,700	
100	325,700	405,100	446,900	
101	326,100	405,900	447,100	
102	326,400	406,900	447,400	
103	326,700	407,700	447,700	
104	327,000	408,600	447,900	
105	327,200	409,400	448,100	
106	327,500	410,300		
107	327,800	411,200		
108	328,000	412,100		
109	328,200	412,900		
110	328,400	413,900		
111	328,700	414,800		
112	329,000	415,700		

	113	329,200	416,300			
	114	329,400	417,200			
	115	329,600	418,100			
	116	329,900	419,000			
	117	330,200	419,800			
	118	330,400	420,500			
	119	330,700	421,300			
	120	331,000	422,100			
	121	331,200	422,700			
	122	331,400	423,400			
	123	331,600	424,100			
	124	331,900	424,700			
	125	332,200	425,300			
	126		426,000			
	127		426,500			
	128		427,100			
	129		427,700			
	130		428,300			
	131		428,800			
	132		429,300			
	133		429,600			
	134		429,900			
	135		430,100			
	136		430,400			
	137		430,700			
	138		431,000			
	139		431,300			
	140		431,600			
	141		431,900			
	142		432,200			
	143		432,500			
	144		432,800			
	145		433,000			
	146		433,300			
	147		433,600			
	148		433,800			
	149		434,000			
	150		434,300			
	151		434,600			
	152		434,800			
	153		435,000			
	154		435,300			
	155		435,600			
	156		435,800			
	157		436,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		260,700	311,600	342,500	371,600	461,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に31,700をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が４級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表 8

第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別表 9

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別表10

教育職給料表

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	224,600	272,000	325,200	345,700	404,600	480,800
	2	227,000	273,400	327,100	347,600	406,100	482,600
	3	229,400	274,800	329,000	349,500	407,600	484,400
	4	231,700	276,200	330,700	351,300	409,100	486,200
	5	234,000	277,600	332,400	353,000	410,600	487,900
	6	236,300	278,800	334,200	354,900	412,000	489,600
	7	238,500	280,000	336,000	356,800	413,500	491,500
	8	240,700	281,200	337,700	358,600	414,900	493,300
	9	242,900	282,500	339,400	360,500	416,200	495,000
	10	245,100	283,600	341,300	362,500	417,600	496,600
	11	247,300	284,700	343,100	364,400	419,100	498,300
	12	249,600	285,900	344,900	366,200	420,600	499,800
	13	251,800	287,200	346,400	368,000	421,900	501,300
	14	253,900	288,900	348,300	369,700	423,400	502,600
	15	256,000	290,600	350,200	371,300	424,900	504,000
	16	258,100	292,300	351,900	372,900	426,400	505,300
	17	260,200	294,000	353,600	374,500	427,800	506,500
	18	262,000	296,000	355,800	375,900	429,400	507,100
	19	263,700	298,200	357,600	377,200	431,000	507,700
	20	265,400	300,500	359,300	378,400	432,500	508,400
	21	267,100	302,700	361,000	379,800	433,700	509,000
	22	268,400	304,900	362,800	381,400	435,100	
	23	269,700	307,200	364,400	383,000	436,500	
	24	270,900	309,400	366,100	384,500	437,800	
	25	272,100	311,500	367,800	386,000	439,400	
	26	273,300	313,400	369,100	387,700	440,800	
	27	274,500	315,300	370,500	389,300	442,100	
	28	275,700	317,100	371,900	390,800	443,500	
	29	276,800	319,000	373,400	392,400	444,900	
	30	277,800	320,900	375,000	394,000	446,200	
	31	278,900	322,700	376,500	395,600	447,700	
	32	279,900	324,400	378,100	397,200	449,200	
	33	281,000	326,100	379,700	398,800	450,800	
	34	282,100	327,900	381,300	400,400	452,200	
	35	283,300	329,600	382,900	401,900	453,800	
	36	284,600	331,300	384,400	403,400	455,300	
	37	285,800	333,000	386,000	404,900	457,000	
	38	286,900	334,800	387,600	406,400	458,500	
	39	288,100	336,600	389,200	407,900	460,100	
	40	289,200	338,300	390,700	409,300	461,700	
	41	290,500	339,700	392,200	410,600	463,200	
	42	291,500	341,600	393,800	412,100	464,700	
	43	292,500	343,400	395,300	413,500	465,900	
	44	293,400	345,100	396,800	414,900	467,100	
	45	294,000	346,900	398,300	416,400	468,300	
	46	294,800	348,800	399,800	418,000	469,600	
	47	295,600	350,500	401,400	419,600	470,800	
	48	296,400	352,300	402,800	421,000	472,000	
	49	297,100	354,100	404,200	422,200	473,100	
	50	297,900	355,900	405,600	423,600	474,300	
	51	298,600	357,600	407,000	425,000	475,500	
	52	299,400	359,300	408,400	426,300	476,700	

53	300, 200	361, 000	409, 800	427, 500	477, 900
54	301, 000	362, 400	411, 300	428, 700	479, 100
55	301, 700	363, 800	412, 700	430, 000	480, 300
56	302, 500	365, 300	414, 100	431, 300	481, 500
57	303, 200	366, 900	415, 200	432, 600	482, 600
58	303, 800	368, 500	416, 600	433, 900	483, 200
59	304, 600	370, 000	418, 000	435, 300	483, 700
60	305, 400	371, 600	419, 300	436, 500	484, 200
61	306, 100	373, 200	420, 500	437, 700	484, 700
62	306, 700	374, 800	421, 700	439, 100	
63	307, 500	376, 400	422, 900	440, 500	
64	308, 100	377, 900	424, 200	441, 800	
65	309, 100	379, 500	425, 400	443, 000	
66	309, 900	381, 100	426, 600	444, 200	
67	310, 600	382, 700	427, 900	445, 500	
68	311, 300	384, 200	429, 100	446, 900	
69	312, 000	385, 700	430, 400	448, 200	
70	312, 700	387, 300	431, 600	449, 400	
71	313, 400	388, 700	432, 800	450, 400	
72	314, 100	390, 200	434, 000	451, 600	
73	314, 800	391, 700	435, 000	452, 800	
74	315, 500	393, 300	436, 100	453, 900	
75	316, 200	394, 900	437, 300	455, 100	
76	316, 800	396, 400	438, 600	456, 100	
77	317, 400	397, 800	439, 600	457, 200	
78	318, 100	399, 200	440, 600	458, 200	
79	318, 800	400, 600	441, 600	459, 200	
80	319, 400	401, 900	442, 600	460, 200	
81	320, 000	403, 200	443, 600	461, 100	
82	320, 600	404, 600	444, 600	461, 900	
83	321, 300	405, 900	445, 600	462, 700	
84	322, 000	407, 200	446, 500	463, 500	
85	322, 700	408, 300	447, 300	464, 200	
86	323, 500	409, 700	448, 200	464, 600	
87	324, 200	411, 000	449, 000	465, 000	
88	324, 800	412, 300	449, 900	465, 400	
89	325, 500	413, 500	450, 600	465, 800	
90	326, 300	414, 800	451, 300	466, 100	
91	327, 000	415, 900	451, 800	466, 400	
92	327, 800	417, 100	452, 400	466, 600	
93	328, 300	418, 300	452, 900	466, 900	
94	329, 000	419, 400	453, 200	467, 200	
95	329, 700	420, 600	453, 600	467, 500	
96	330, 400	421, 800	453, 900	467, 700	
97	331, 000	423, 200	454, 200	467, 900	
98	331, 600	424, 200	454, 500	468, 200	
99	332, 400	425, 200	454, 800	468, 500	
100	333, 100	426, 200	455, 000	468, 700	
101	333, 900	427, 100	455, 200	468, 900	
102	334, 700	428, 100	455, 500	469, 200	
103	335, 600	429, 200	455, 800	469, 500	
104	336, 400	430, 300	456, 000	469, 700	
105	337, 000	431, 000	456, 200	469, 900	
106	337, 800	431, 900	456, 500		
107	338, 600	432, 800	456, 800		
108	339, 400	433, 700	457, 000		
109	340, 000	434, 500	457, 200		
110	340, 400	435, 300	457, 500		
111	340, 700	436, 100	457, 800		
112	341, 200	436, 900	458, 000		

	113	341,700	437,500	458,200			
	114	342,100	438,200				
	115	342,500	438,900				
	116	342,900	439,600				
	117	343,400	440,200				
	118	343,900	440,700				
	119	344,300	441,000				
	120	344,800	441,300				
	121	345,300	441,600				
	122	345,700	441,900				
	123	346,100	442,200				
	124	346,600	442,400				
	125	347,100	442,600				
	126	347,400	442,900				
	127	347,700	443,200				
	128	348,000	443,400				
	129	348,200	443,600				
	130	348,500	443,900				
	131	348,800	444,200				
	132	349,000	444,400				
	133	349,200	444,600				
	134	349,400	444,900				
	135	349,600	445,200				
	136	349,900	445,400				
	137	350,200	445,600				
	138	350,400	445,900				
	139	350,700	446,200				
	140	351,000	446,400				
	141	351,200	446,600				
	142	351,400	446,900				
	143	351,700	447,200				
	144	351,900	447,400				
	145	352,200	447,600				
	146	352,400					
	147	352,700					
	148	353,000					
	149	353,200					
	150	353,400					
	151	353,700					
	152	354,000					
	153	354,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		269,800	314,700	331,000	347,300	378,200	473,200

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額、この表の額に30,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が6級である職員の給料月額は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	224,600	246,100	325,200	345,700	376,100	463,400
	2	227,000	248,500	327,100	347,600	377,600	464,700
	3	229,400	250,900	329,000	349,500	379,200	465,900
	4	231,700	253,400	330,700	351,300	380,700	467,200
	5	234,000	255,900	332,400	353,000	382,100	468,300
	6	236,300	258,300	334,200	354,900	383,500	469,400
	7	238,500	260,700	336,000	356,800	384,800	470,600
	8	240,700	263,200	337,700	358,600	386,200	471,900
	9	242,900	265,600	339,400	360,500	387,700	473,200
	10	245,100	267,200	341,300	362,500	389,000	474,400
	11	247,300	268,800	343,100	364,400	390,400	475,500
	12	249,600	270,400	344,900	366,200	391,700	476,600
	13	251,800	272,000	346,400	368,000	393,100	477,800
	14	253,900	273,400	348,300	369,700	394,400	478,600
	15	256,000	274,800	350,200	371,300	395,600	479,400
	16	258,100	276,200	351,900	372,900	396,800	480,300
	17	260,200	277,600	353,600	374,500	397,800	481,200
	18	262,000	278,800	355,800	375,900	399,100	481,600
	19	263,700	280,000	357,600	377,200	400,400	482,100
	20	265,400	281,200	359,300	378,400	401,500	482,600
	21	267,100	282,500	361,000	379,800	402,500	483,100
	22	268,400	283,600	362,800	381,200	403,700	
	23	269,700	284,700	364,400	382,600	404,900	
	24	270,900	285,900	366,100	383,900	406,000	
	25	272,100	287,200	367,800	385,200	407,000	
	26	273,200	288,900	369,100	386,700	408,100	
	27	274,300	290,600	370,500	388,100	409,200	
	28	275,400	292,300	371,900	389,400	410,300	
	29	276,600	294,000	373,400	390,600	411,400	
	30	277,700	296,000	374,800	392,000	412,600	
	31	278,800	298,200	376,300	393,300	413,700	
	32	279,800	300,500	377,700	394,600	414,800	
	33	280,900	302,700	379,000	395,900	415,800	
	34	281,900	304,900	380,600	397,000	416,900	
	35	282,900	307,200	382,000	398,100	418,100	
	36	284,000	309,400	383,300	399,300	419,300	
	37	285,200	311,500	384,600	400,500	420,400	
	38	286,100	313,400	386,100	401,600	421,700	
	39	287,100	315,300	387,500	402,800	422,800	
	40	288,200	317,100	389,000	403,900	423,900	
	41	289,400	319,000	390,300	405,000	425,000	
	42	290,500	320,900	391,500	406,100	426,300	
	43	291,600	322,700	392,700	407,300	427,300	
	44	292,700	324,400	393,800	408,400	428,400	
	45	293,600	326,100	394,900	409,500	429,600	
	46	294,400	327,900	396,100	410,700	430,800	
	47	295,200	329,600	397,300	411,900	432,000	
	48	296,000	331,300	398,400	413,000	433,200	
	49	296,600	333,000	399,400	413,900	434,300	
	50	297,400	334,800	400,500	415,100	435,300	
	51	298,100	336,600	401,600	416,100	436,600	
	52	298,800	338,300	402,700	417,200	437,800	

53	299,600	339,700	403,800	418,000	439,000
54	300,400	341,600	405,000	419,100	440,100
55	301,000	343,400	406,100	420,100	441,200
56	301,700	345,100	407,200	421,100	442,300
57	302,400	346,900	408,200	422,200	443,300
58	303,200	348,800	409,300	423,200	444,500
59	304,000	350,500	410,200	424,300	445,700
60	304,600	352,300	411,200	425,400	446,900
61	305,200	354,100	412,000	426,400	447,500
62	305,900	355,900	413,100	427,500	448,300
63	306,600	357,600	414,000	428,600	449,000
64	307,100	359,300	414,900	429,600	449,500
65	307,800	361,000	415,900	430,500	449,800
66	308,500	362,400	416,800	431,400	450,100
67	309,100	363,800	417,800	432,400	450,500
68	309,700	365,300	418,800	433,400	450,900
69	310,400	366,900	419,700	434,200	451,200
70	311,100	368,400	420,800	435,000	451,600
71	311,700	369,900	421,800	435,700	451,900
72	312,400	371,400	422,700	436,500	452,200
73	312,900	372,800	423,500	437,200	452,500
74	313,600	374,400	424,400	437,800	452,800
75	314,300	375,900	425,300	438,500	453,100
76	314,800	377,300	426,300	439,200	453,400
77	315,400	378,700	427,100	439,800	453,600
78	316,100	380,200	427,800	440,500	453,900
79	316,700	381,700	428,600	441,000	454,200
80	317,300	383,300	429,400	441,600	454,400
81	317,800	384,600	430,000	442,000	454,600
82	318,400	385,900	430,700	442,400	
83	319,000	387,200	431,400	442,700	
84	319,600	388,400	432,000	442,900	
85	320,000	389,500	432,600	443,100	
86	320,400	390,700	433,300	443,400	
87	320,900	391,700	433,800	443,700	
88	321,400	392,800	434,400	443,900	
89	321,800	393,800	434,900	444,100	
90	322,200	394,900	435,400	444,400	
91	322,600	396,000	435,800	444,700	
92	323,000	397,000	436,200	444,900	
93	323,300	398,100	436,400	445,100	
94	323,700	399,200	436,700	445,400	
95	324,100	400,200	437,000	445,700	
96	324,400	401,300	437,200	445,900	
97	324,700	402,300	437,500	446,100	
98	325,100	403,300	437,800	446,400	
99	325,400	404,200	438,100	446,700	
100	325,700	405,100	438,300	446,900	
101	326,100	405,900	438,600	447,100	
102	326,400	406,900	438,900	447,400	
103	326,700	407,700	439,200	447,700	
104	327,000	408,600	439,400	447,900	
105	327,200	409,400	439,600	448,100	
106	327,500	410,300	439,900		
107	327,800	411,200	440,200		
108	328,000	412,100	440,400		
109	328,200	412,900	440,600		
110	328,400	413,900	440,900		
111	328,700	414,800	441,200		
112	329,000	415,700	441,400		

	113	329,200	416,300	441,600			
	114	329,400	417,200				
	115	329,600	418,100				
	116	329,900	419,000				
	117	330,200	419,800				
	118	330,400	420,500				
	119	330,700	421,300				
	120	331,000	422,100				
	121	331,200	422,700				
	122	331,400	423,400				
	123	331,600	424,100				
	124	331,900	424,700				
	125	332,200	425,300				
	126		426,000				
	127		426,500				
	128		427,100				
	129		427,700				
	130		428,300				
	131		428,800				
	132		429,300				
	133		429,600				
	134		429,900				
	135		430,100				
	136		430,400				
	137		430,700				
	138		431,000				
	139		431,300				
	140		431,600				
	141		431,900				
	142		432,200				
	143		432,500				
	144		432,800				
	145		433,000				
	146		433,300				
	147		433,600				
	148		433,800				
	149		434,000				
	150		434,300				
	151		434,600				
	152		434,800				
	153		435,000				
	154		435,300				
	155		435,600				
	156		435,800				
	157		436,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		260,700	311,600	327,100	342,500	371,600	461,900

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が6級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表11

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	224,600	246,100	325,200	345,700	376,100	463,400
	2	227,000	248,500	327,100	347,600	377,600	464,700
	3	229,400	250,900	329,000	349,500	379,200	465,900
	4	231,700	253,400	330,700	351,300	380,700	467,200
	5	234,000	255,900	332,400	353,000	382,100	468,300
	6	236,300	258,300	334,200	354,900	383,500	469,400
	7	238,500	260,700	336,000	356,800	384,800	470,600
	8	240,700	263,200	337,700	358,600	386,200	471,900
	9	242,900	265,600	339,400	360,500	387,700	473,200
	10	245,100	267,200	341,300	362,500	389,000	474,400
	11	247,300	268,800	343,100	364,400	390,400	475,500
	12	249,600	270,400	344,900	366,200	391,700	476,600
	13	251,800	272,000	346,400	368,000	393,100	477,800
	14	253,900	273,400	348,300	369,700	394,400	478,600
	15	256,000	274,800	350,200	371,300	395,600	479,400
	16	258,100	276,200	351,900	372,900	396,800	480,300
	17	260,200	277,600	353,600	374,500	397,800	481,200
	18	262,000	278,800	355,800	375,900	399,100	481,600
	19	263,700	280,000	357,600	377,200	400,400	482,100
	20	265,400	281,200	359,300	378,400	401,500	482,600
	21	267,100	282,500	361,000	379,800	402,500	483,100
	22	268,400	283,600	362,800	381,200	403,700	
	23	269,700	284,700	364,400	382,600	404,900	
	24	270,900	285,900	366,100	383,900	406,000	
	25	272,100	287,200	367,800	385,200	407,000	
	26	273,200	288,900	369,100	386,700	408,100	
	27	274,300	290,600	370,500	388,100	409,200	
	28	275,400	292,300	371,900	389,400	410,300	
	29	276,600	294,000	373,400	390,600	411,400	
	30	277,700	296,000	374,800	392,000	412,600	
	31	278,800	298,200	376,300	393,300	413,700	
	32	279,800	300,500	377,700	394,600	414,800	
	33	280,900	302,700	379,000	395,900	415,800	
	34	281,900	304,900	380,600	397,000	416,900	
	35	282,900	307,200	382,000	398,100	418,100	
	36	284,000	309,400	383,300	399,300	419,300	
	37	285,200	311,500	384,600	400,500	420,400	
	38	286,100	313,400	386,100	401,600	421,700	
	39	287,100	315,300	387,500	402,800	422,800	
	40	288,200	317,100	389,000	403,900	423,900	
	41	289,400	319,000	390,300	405,000	425,000	
	42	290,500	320,900	391,500	406,100	426,300	
	43	291,600	322,700	392,700	407,300	427,300	
	44	292,700	324,400	393,800	408,400	428,400	
	45	293,600	326,100	394,900	409,500	429,600	
	46	294,400	327,900	396,100	410,700	430,800	
	47	295,200	329,600	397,300	411,900	432,000	
	48	296,000	331,300	398,400	413,000	433,200	
	49	296,600	333,000	399,400	413,900	434,300	
	50	297,400	334,800	400,500	415,100	435,300	
	51	298,100	336,600	401,600	416,100	436,600	
	52	298,800	338,300	402,700	417,200	437,800	

53	299, 600	339, 700	403, 800	418, 000	439, 000
54	300, 400	341, 600	405, 000	419, 100	440, 100
55	301, 000	343, 400	406, 100	420, 100	441, 200
56	301, 700	345, 100	407, 200	421, 100	442, 300
57	302, 400	346, 900	408, 200	422, 200	443, 300
58	303, 200	348, 800	409, 300	423, 200	444, 500
59	304, 000	350, 500	410, 200	424, 300	445, 700
60	304, 600	352, 300	411, 200	425, 400	446, 900
61	305, 200	354, 100	412, 000	426, 400	447, 500
62	305, 900	355, 900	413, 100	427, 500	448, 300
63	306, 600	357, 600	414, 000	428, 600	449, 000
64	307, 100	359, 300	414, 900	429, 600	449, 500
65	307, 800	361, 000	415, 900	430, 500	449, 800
66	308, 500	362, 400	416, 800	431, 400	450, 100
67	309, 100	363, 800	417, 800	432, 400	450, 500
68	309, 700	365, 300	418, 800	433, 400	450, 900
69	310, 400	366, 900	419, 700	434, 200	451, 200
70	311, 100	368, 400	420, 800	435, 000	451, 600
71	311, 700	369, 900	421, 800	435, 700	451, 900
72	312, 400	371, 400	422, 700	436, 500	452, 200
73	312, 900	372, 800	423, 500	437, 200	452, 500
74	313, 600	374, 400	424, 400	437, 800	452, 800
75	314, 300	375, 900	425, 300	438, 500	453, 100
76	314, 800	377, 300	426, 300	439, 200	453, 400
77	315, 400	378, 700	427, 100	439, 800	453, 600
78	316, 100	380, 200	427, 800	440, 500	453, 900
79	316, 700	381, 700	428, 600	441, 000	454, 200
80	317, 300	383, 300	429, 400	441, 600	454, 400
81	317, 800	384, 600	430, 000	442, 000	454, 600
82	318, 400	385, 900	430, 700	442, 400	
83	319, 000	387, 200	431, 400	442, 700	
84	319, 600	388, 400	432, 000	442, 900	
85	320, 000	389, 500	432, 600	443, 100	
86	320, 400	390, 700	433, 300	443, 400	
87	320, 900	391, 700	433, 800	443, 700	
88	321, 400	392, 800	434, 400	443, 900	
89	321, 800	393, 800	434, 900	444, 100	
90	322, 200	394, 900	435, 400	444, 400	
91	322, 600	396, 000	435, 800	444, 700	
92	323, 000	397, 000	436, 200	444, 900	
93	323, 300	398, 100	436, 400	445, 100	
94	323, 700	399, 200	436, 700	445, 400	
95	324, 100	400, 200	437, 000	445, 700	
96	324, 400	401, 300	437, 200	445, 900	
97	324, 700	402, 300	437, 500	446, 100	
98	325, 100	403, 300	437, 800	446, 400	
99	325, 400	404, 200	438, 100	446, 700	
100	325, 700	405, 100	438, 300	446, 900	
101	326, 100	405, 900	438, 600	447, 100	
102	326, 400	406, 900	438, 900	447, 400	
103	326, 700	407, 700	439, 200	447, 700	
104	327, 000	408, 600	439, 400	447, 900	
105	327, 200	409, 400	439, 600	448, 100	
106	327, 500	410, 300	439, 900		
107	327, 800	411, 200	440, 200		
108	328, 000	412, 100	440, 400		
109	328, 200	412, 900	440, 600		
110	328, 400	413, 900	440, 900		
111	328, 700	414, 800	441, 200		
112	329, 000	415, 700	441, 400		

	113	329,200	416,300	441,600			
	114	329,400	417,200				
	115	329,600	418,100				
	116	329,900	419,000				
	117	330,200	419,800				
	118	330,400	420,500				
	119	330,700	421,300				
	120	331,000	422,100				
	121	331,200	422,700				
	122	331,400	423,400				
	123	331,600	424,100				
	124	331,900	424,700				
	125	332,200	425,300				
	126		426,000				
	127		426,500				
	128		427,100				
	129		427,700				
	130		428,300				
	131		428,800				
	132		429,300				
	133		429,600				
	134		429,900				
	135		430,100				
	136		430,400				
	137		430,700				
	138		431,000				
	139		431,300				
	140		431,600				
	141		431,900				
	142		432,200				
	143		432,500				
	144		432,800				
	145		433,000				
	146		433,300				
	147		433,600				
	148		433,800				
	149		434,000				
	150		434,300				
	151		434,600				
	152		434,800				
	153		435,000				
	154		435,300				
	155		435,600				
	156		435,800				
	157		436,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		260,700	311,600	327,100	342,500	371,600	461,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に31,700円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が6級である職員の給料月額は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

別記切替要領

1 職務の級の切替え

令和10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が別表イで掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

別表イ 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
教育職給料表(二)	特 2 級	4 級
	3 級	5 級
	4 級	6 級
教育職給料表(三)	特 2 級	4 級
	3 級	5 級
	4 級	6 級
教育職給料表(イ)	特 2 級	4 級
	3 級	5 級
	4 級	6 級

説 明 資 料

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和8年人事統計調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その2 給料表別、級別平均年齢	2
その3 給料表別、年齢別人員分布	3
その4 給料表別、級別、年齢別人員分布	4
1 行政職給料表	4
2 公安職給料表	5
3 教育職給料表(二)(ロ)	6
4 教育職給料表(三)(イ)	7
5 研究職給料表	8
6 医療職給料表(一)	9
7 医療職給料表(二)	10
8 医療職給料表(三)	11
9 情報職給料表	12
その5 給料表別、級別平均経験年数	13
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	13
第3表 職員の給与額	14
その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額	14
その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額	15
第4表 職員の扶養手当の支給状況	16
第5表 職員の地域手当の支給状況	17
第6表 職員の住居手当の支給状況	18
第7表 職員の管理職手当の支給状況	19
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	19
第9表 職員の通勤手当の支給状況	20
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	21
その1 行政職給料表	21
その2 公安職給料表	23
その3 教育職給料表(二)(ロ)	25
その4 教育職給料表(三)(イ)	27
その5 研究職給料表	29
その6 医療職給料表(一)	31
その7 医療職給料表(二)	33
その8 医療職給料表(三)	35
その9 情報職給料表	37
第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布	39
第12表 暫定再任用職員の給料表別、級別、年齢別人員分布	39

その1	フルタイム勤務職員	39
その2	短時間勤務職員	39
2	民間給与等関係資料	
	令和8年職種別民間給与実態調査の概要	40
第13表	企業規模別調査事業所数	41
その1	産業別、企業規模別調査事業所数	41
その2	地域別、企業規模別調査事業所数	41
第14表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第15表	民間における初任給の改定状況	43
第16表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	44
その1	給与比較の対象職種	44
1	企業規模計	44
2	企業規模500人以上	46
3	企業規模100人以上500人未満	48
その2	給与比較の対象外職種	50
第17表	職種に対応する級（行政職給料表）	51
第18表	民間における特別給の支給状況	52
第19表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52
第20表	民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況	53
第21表	民間における国内異動に係る手当等の支給状況	53
その1	転勤をした者に対する手当等の支給状況	53
その2	転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況	53
第22表	民間における定年制の状況	54
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	54
第24表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	54
第25表	広島市における費目別、世帯人員別標準生計費	55

1 職員給与関係資料

令和8年人事統計調査の概要

(1) 目的と時期

職員の給与を検討するため、令和8年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

(2) 対象者

「職員の給与に関する条例」、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等

(給料表別の主な職種等)

- ・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表 : 警察官
- ・教育職給料表(二)(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・教育職給料表(三)(イ) : 小中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・研究職給料表 : 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
- ・医療職給料表(一) : 厚生環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(二) : 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師等
- ・医療職給料表(三) : 保健所等に勤務する保健師等
- ・情報職給料表 : 情報分野における知識・技術等を要する業務に従事する職員

(3) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

(4) 集計結果の概要

第1表から第12表のとおり

※第1表から第10表までは、定年延長者、暫定再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入、職員1人当たりの平均値は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区 分 給料表	適 用 員 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 経 験 年 数 (年)
全 給 料 表	22,654	39.5	17.8
行 政 職 給 料 表	5,671	41.3	19.5
公 安 職 給 料 表	5,179	39.1	19.0
教 育 職 給 料 表 (二) (ロ)	3,573	40.2	17.7
教 育 職 給 料 表 (三) (イ)	7,658	38.0	15.6
研 究 職 給 料 表	248	42.9	20.2
医 療 職 給 料 表 (一)	54	39.9	16.0
医 療 職 給 料 表 (二)	131	42.3	17.6
医 療 職 給 料 表 (三)	91	37.8	14.9
情 報 職 給 料 表	49	41.6	17.4

その2 給料表別、級別平均年齢

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行 政 職 給 料 表	41.3	25.0	34.4		48.9	54.1	54.9	56.0	55.3		
公 安 職 給 料 表	39.1	21.6	26.9		33.1	42.7	47.4	52.6	51.1	54.4	55.9
教 育 職 給 料 表 (二) (ロ)	40.2	50.0	39.3	48.1	52.8	56.6					
教 育 職 給 料 表 (三) (イ)	38.0	—	36.1	48.9	51.9	56.4					
研 究 職 給 料 表	42.9	—	28.4		45.7	54.9	58.0				
医 療 職 給 料 表 (一)	39.9	28.5	34.1		43.9	55.8					
医 療 職 給 料 表 (二)	42.3	26.4	34.1		47.7	54.4	56.8				
医 療 職 給 料 表 (三)	37.8	24.1	33.5		47.7	55.9	—				
情 報 職 給 料 表	41.6	26.8	37.9		45.8	46.9	55.4	—	—		

その３ 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	情報職 給料表
18	63	17	46							
19	59	19	40							
20	77	27	49		1					
21	68	31	35		2					
22	538	135	94	56	246				7	
23	611	139	114	77	271	5		1	4	
24	725	171	130	101	313	5		3	2	
25	734	179	115	119	300	11	1	2	3	4
26	649	146	120	66	307	4	2	2	1	1
27	674	158	136	96	265	6	3	3	4	3
28	695	161	113	117	284	10	4	3	1	2
29	693	175	122	99	283	5	2	2	2	3
30	616	150	115	86	244	5	3	4	7	2
31	743	152	152	112	310	7	2	4	4	
32	575	127	116	104	210	8	3	4	3	
33	639	131	128	121	249	2	1	5	1	1
34	642	124	135	133	236	3	3	1	5	2
35	605	90	143	120	233	7	2	5	5	
36	603	119	114	112	243	7		4	3	1
37	635	107	187	127	198	5	3	6	1	1
38	617	131	150	112	208	9	2	3	2	
39	590	104	174	102	199	4		4	2	1
40	527	95	161	90	168	3	2	6	2	
41	539	78	183	83	176	8	2	3	3	3
42	537	93	199	91	143	5		3	2	1
43	513	100	186	75	140	7		4		1
44	469	84	195	56	126	1	1	4	1	1
45	457	101	178	63	109	4	1	1		
46	509	112	187	77	122	3	2	1	1	4
47	492	120	178	71	114	5		1	1	2
48	492	138	176	59	104	8	1	2	1	3
49	480	141	133	79	114	6	2	4	1	
50	534	163	116	93	150	3		5	2	2
51	577	177	144	106	135	7		7		1
52	622	239	113	86	166	9	1	6	2	
53	609	237	109	85	158	13	2	3	1	1
54	590	212	87	94	181	8	2	5	1	
55	539	192	71	90	163	10	1	7	4	1
56	557	186	65	97	191	9		4	4	1
57	598	217	63	87	205	17		5	3	1
58	607	221	58	114	202	8		2	2	
59以上	555	172	49	117	189	11	6	2	3	6
計	22,654	5,671	5,179	3,573	7,658	248	54	131	91	49

その４ 給料表別、級別、年齢別人員分布

１ 行政職給料表

年齢 \ 級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	計
18	17							17
19	19							19
20	27							27
21	31							31
22	135							135
23	139							139
24	171							171
25	179							179
26	146							146
27	158							158
28	161							161
29	62	113						175
30	26	123		1				150
31	4	148						152
32	1	126						127
33		131						131
34		122	2					124
35		88	2					90
36		115	4					119
37		102	5					107
38		111	19		1			131
39		13	91					104
40		19	76					95
41		8	70					78
42		8	84		1			93
43		11	89					100
44		9	73	2				84
45		5	86	9	1			101
46	1	4	91	12	3		1	112
47		3	94	17	5	1		120
48		7	105	22	3		1	138
49		2	97	32	10			141
50		5	119	35	4			163
51		4	112	48	11	2		177
52		3	157	59	16	3	1	239
53		2	143	61	27	4		237
54		3	94	80	25	8	2	212
55		3	76	76	30	6	1	192
56		2	72	66	30	13	3	186
57			86	84	32	14	1	217
58		5	65	99	41	8	3	221
59以上		2	55	64	36	12	3	172
計	1, 277	1, 297	1, 967	767	276	71	16	5, 671

2 公安職給料表

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	46									46
19	40									40
20	49									49
21	35									35
22	94									94
23	114									114
24	29	100	1							130
25	11	99	5							115
26	7	103	10							120
27	1	122	13							136
28	1	90	22							113
29		93	29							122
30	1	32	77	4			1			115
31		14	130	7			1			152
32		5	99	12						116
33		2	116	10						128
34		3	109	23						135
35	1	2	90	50						143
36			61	53						114
37			79	107	1					187
38			33	114	3					150
39			15	154	5					174
40			5	145	9	2				161
41			2	152	23	6				183
42		1		148	44	4	2			199
43				130	50	3	3			186
44				118	66	6	5			195
45				99	60	4	15			178
46				79	85	6	17			187
47		1		76	86	7	8			178
48				71	79	9	17			176
49				40	60	10	23			133
50				32	53	9	22			116
51				32	50	28	30	4		144
52				27	34	26	19	6	1	113
53				28	21	33	17	4	6	109
54				20	16	23	18	9	1	87
55				14	13	24	12	4	4	71
56				13	11	20	16	1	4	65
57				14	8	22	9	4	6	63
58				11	10	21	12	2	2	58
59				5	7	18	11	3	5	49
計	429	667	896	1,788	794	281	258	37	29	5,179

3 教育職給料表(二)(ロ)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		56				56
23		77				77
24		101				101
25		119				119
26		66				66
27		96				96
28		117				117
29		99				99
30		86				86
31		112				112
32		104				104
33		121				121
34		133				133
35		120				120
36		112				112
37		127				127
38		112				112
39		101	1			102
40		84	6			90
41		81	2			83
42		83	8			91
43		70	5			75
44		51	5			56
45		57	4	2		63
46		75	1	1		77
47		59	9	3		71
48		50	6	3		59
49		64	7	8		79
50	1	70	4	17	1	93
51		88	5	12	1	106
52		69	9	7	1	86
53		66	5	13	1	85
54		71	4	11	8	94
55		72	4	8	6	90
56		76	2	7	12	97
57		73	1	2	11	87
58		86	3	9	16	114
59		98		7	12	117
計	1	3,302	91	110	69	3,573

4 教育職給料表(三)(イ)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20		1				1
21		2				2
22		246				246
23		271				271
24		313				313
25		300				300
26		307				307
27		265				265
28		284				284
29		283				283
30		244				244
31		310				310
32		210				210
33		249				249
34		236				236
35		233				233
36		243				243
37		197	1			198
38		208				208
39		197		2		199
40		165		3		168
41		172	1	3		176
42		134	3	6		143
43		135	1	4		140
44		115		11		126
45		98	2	9		109
46		102	2	18		122
47		99	5	10		114
48		79	5	20		104
49		84	7	23		114
50		94	3	51	2	150
51		79	3	47	6	135
52		101	3	47	15	166
53		108	2	38	10	158
54		103	4	41	33	181
55		93	1	28	41	163
56		108		37	46	191
57		110	1	21	73	205
58		118		18	66	202
59		108	1	24	56	189
計	0	6,804	45	461	348	7,658

5 研究職給料表

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
22						
23		5				5
24		5				5
25		11				11
26		4				4
27		6				6
28		10				10
29		5				5
30		5				5
31		7				7
32		8				8
33		2				2
34		3				3
35		2	5			7
36		1	6			7
37			5			5
38			9			9
39			4			4
40			3			3
41			8			8
42			5			5
43			7			7
44			1			1
45			4			4
46			3			3
47			5			5
48			6	2		8
49			3	3		6
50			2	1		3
51			4	3		7
52			4	5		9
53			7	6		13
54			2	6		8
55			4	6		10
56			5	4		9
57			6	10	1	17
58			1	6	1	8
59			2	8	1	11
計	0	74	111	60	3	248

6 医療職給料表(一)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
24					
25	1				1
26	2				2
27	3				3
28	4				4
29	2				2
30	2	1			3
31	1	1			2
32		3			3
33		1			1
34		3			3
35		2			2
36					
37	1	2			3
38			2		2
39					
40			1	1	2
41		1	1		2
42					
43					
44			1		1
45				1	1
46			2		2
47					
48			1		1
49			2		2
50					
51					
52				1	1
53				2	2
54				2	2
55				1	1
56					
57					
58					
59					
60				1	1
61				1	1
62				1	1
63				1	1
64				1	1
65				1	1
計	16	14	10	14	54

7 医療職給料表(二)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22						
23	1					1
24	3					3
25	2					2
26	2					2
27	3					3
28	3					3
29		2				2
30	1	3				4
31	1	3				4
32		4				4
33		5				5
34		1				1
35		5				5
36		4				4
37		6				6
38		3				3
39			4			4
40		1	5			6
41			3			3
42			3			3
43			4			4
44			4			4
45			1			1
46			1			1
47			1			1
48			2			2
49			4			4
50			5			5
51			4	3		7
52			5	1		6
53			3			3
54			3	2		5
55			1	5	1	7
56			2		2	4
57			3	2		5
58			1		1	2
59				1	1	2
計	16	37	59	14	5	131

8 医療職給料表(三)

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22	7					7
23	4					4
24	2					2
25	3					3
26	1					1
27	4					4
28	1					1
29		2				2
30		7				7
31		4				4
32		3				3
33		1				1
34		5				5
35		5				5
36		3				3
37		1				1
38		1	1			2
39			2			2
40			2			2
41			3			3
42		1	1			2
43						
44			1			1
45						
46			1			1
47		1				1
48			1			1
49			1			1
50			2			2
51						
52			1	1		2
53				1		1
54			1			1
55			1	3		4
56			2	2		4
57			1	2		3
58				2		2
59			2	1		3
計	22	34	23	12	0	91

9 情報職給料表

年 齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
20								
21								
22								
23								
24								
25	4							4
26	1							1
27	3							3
28	2							2
29	2	1						3
30		2						2
31								
32								
33				1				1
34		1		1				2
35								
36		1						1
37			1					1
38								
39			1					1
40								
41		1		2				3
42				1				1
43				1				1
44			1					1
45								
46				3	1			4
47		1	1					2
48			1	1	1			3
49								
50				2				2
51				1				1
52								
53					1			1
54								
55					1			1
56		1						1
57				1				1
58								
59以上			1	2	3			6
計	12	8	6	16	7	0	0	49

その5 給料表別、級別平均経験年数

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	19.5	3.6	12.0		27.2	32.6	33.0	34.0	32.1		
公安職給料表	19.0	3.3	8.5		14.3	21.8	26.1	31.5	30.0	32.8	35.2
教育職給料表(二)(ロ)	17.7	30.0	16.8	25.2	30.3	34.3					
教育職給料表(三)(イ)	15.6	—	13.7	26.3	29.1	34.0					
研究職給料表	20.2	—	5.6		22.9	32.2	35.7				
医療職給料表(一)	16.0	4.6	9.8		20.6	31.8					
医療職給料表(二)	17.6	2.6	9.3		22.7	30.6	32.2				
医療職給料表(三)	14.9	1.9	10.6		24.2	33.3	—				
情報職給料表	17.4	4.4	13.3		20.3	22.4	30.6	—	—		

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	83.7	4.4	11.9	0.0	56.9	43.1
行政職給料表	74.6	7.6	17.9	—	58.9	41.1
公安職給料表	63.6	4.3	32.0	0.1	87.4	12.6
教育職給料表(二)(ロ)	96.8	2.7	0.5	—	49.4	50.6
教育職給料表(三)(イ)	96.8	3.2	—	—	38.6	61.4
研究職給料表	99.6	—	0.4	—	73.8	26.2
医療職給料表(一)	100.0	—	—	—	70.4	29.6
医療職給料表(二)	97.7	2.3	—	—	33.6	66.4
医療職給料表(三)	98.9	1.1	—	—	4.4	95.6
情報職給料表	95.9	—	4.1	—	89.8	10.2

第3表 職員の給与額

その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

給料表 項目	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	情報職
		給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)	給料表
給料月額(円)	360,550	347,688	363,163	375,390	360,046	381,710	472,130	355,857	339,436	391,220
給料調整額(円)	9,312	492	28	21,052	17,160	3,492	0	3,892	0	0
扶養手当(円)	9,541	7,447	15,513	8,999	7,373	10,589	9,435	8,233	3,434	8,745
地域手当(円)	20,430	23,417	23,126	20,765	15,862	21,596	78,947	15,911	17,358	26,807
小計(円) (基準内給与)	399,833	379,044	401,830	426,207	400,442	417,387	560,511	383,894	360,228	426,772
住居手当(円)	7,011	7,351	3,966	8,491	8,015	9,120	5,535	6,302	8,645	14,422
管理職手当(円)	4,548	7,209	1,587	3,270	5,349	968	11,852	3,015	0	0
その他の手当(円)	3,224	319	1,461	3,820	4,240	665	287,595	7,557	0	17,366
合計(円) (給与月額)	414,615	393,923	408,843	441,789	418,046	428,140	865,493	400,768	368,873	458,561
対前年比	給料月額(%)	102.6	102.2	103.0	102.2	102.9	102.3	104.6	102.0	101.9
	基準内給与(%)	103.6	102.9	103.7	103.6	104.2	102.9	104.5	102.2	102.4
	給与月額(%)	103.4	102.8	103.6	103.1	103.7	102.7	102.9	102.1	102.8

(注) その他の手当とは、初任給調整手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当をいう。

その２ 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額

学歴 区分 経験年数	大学卒		高校卒	
	人員 人	平均給料月額 円	人員 人	平均給料月額 円
1年未満	125	239,730	17	208,700
1年以上 2年未満	119	244,017	26	219,150
2年以上 3年未満	130	249,679	21	221,600
3年以上 4年未満	169	255,334	29	228,531
4年以上 5年未満	140	260,558	27	236,615
5年以上 6年未満	142	265,518	15	241,780
6年以上 7年未満	145	269,875	38	247,863
7年以上 8年未満	158	282,798	23	253,139
8年以上 9年未満	129	285,974	20	257,490
9年以上 10年未満	118	290,775	34	264,059
10年以上 11年未満	124	295,719	20	268,620
11年以上 12年未満	136	300,099	22	282,000
12年以上 13年未満	105	306,006	12	286,692
13年以上 14年未満	105	311,675	18	292,589
14年以上 15年未満	116	318,789	10	292,520
15年以上 16年未満	116	327,059	13	297,500
16年以上 17年未満	116	339,253	11	309,827
17年以上 18年未満	59	349,997	6	311,533
18年以上 19年未満	103	356,948	6	329,250
19年以上 20年未満	74	367,408	6	336,233
20年以上 21年未満	54	370,513	13	345,877
21年以上 22年未満	67	375,724	10	344,830
22年以上 23年未満	53	384,504	5	353,120
23年以上 24年未満	75	390,180	17	365,171
24年以上 25年未満	95	400,026	13	368,862
25年以上 26年未満	89	400,029	17	376,418
26年以上 27年未満	80	405,695	6	383,417
27年以上 28年未満	108	409,235	19	389,084
28年以上 29年未満	128	409,663	17	392,300
29年以上 30年未満	103	419,089	14	394,593
30年以上 31年未満	144	417,717	29	398,103
31年以上 32年未満	109	424,843	24	394,854
32年以上 33年未満	115	428,245	34	403,891
33年以上 34年未満	125	427,406	41	408,895
34年以上 35年未満	150	427,290	73	408,008
35年以上	303	430,950	307	418,564
計	4,227	342,918	1,013	350,502

第4表 職員の扶養手当の支給状況

給料表 区 分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	情報職 給料表
受 給 者 数		人 8,117	人 1,645	人 2,872	人 1,231	人 2,178	人 101	人 19	人 41	人 12	人 18
手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額		円 26,607	円 25,659	円 27,973	円 26,031	円 25,906	円 26,000	円 26,816	円 26,305	円 26,042	円 23,806
扶 養 親 族 数	子	14,989	2,847	5,628	2,227	3,955	172	35	74	22	29
	上 記 以 外 の 者	191	44	27	42	72	0	3	1	1	1
	計	15,180	2,891	5,655	2,269	4,027	172	38	75	23	30
	う ち 年 齢 加 算 を 受 け る 子	3,986	994	1,400	564	908	78	7	22	4	9

(注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第5表 職員の地域手当の支給状況

(令和8年4月現在)

区 分	給 料 表 受給者数及び 平均手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	情報職
			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)	給料表
受 給 者 計	人 数 (人)	22,641	5,658	5,179	3,573	7,658	248	54	131	91	49
	平均額(円)	20,442	23,471	23,126	20,765	15,862	21,596	78,947	15,911	17,358	26,807
東京都特別区 に勤務する者 (支給割合20.0%)	人 数 (人)	31	23	7	—	—	—	—	—	—	1
	平均額(円)	75,126	74,268	80,880	—	—	—	—	—	—	54,580
医療職給料表 (一)の適用を 受ける者 (支給割合16.0%)	人 数 (人)	54	—	—	—	—	—	54	—	—	—
	平均額(円)	78,947	—	—	—	—	—	78,947	—	—	—
大阪府大阪市 に勤務する者 (支給割合16.0%)	人 数 (人)	5	3	2	—	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	62,749	65,301	58,920	—	—	—	—	—	—	—
広島市 に勤務する者 (支給割合8.0%)	人 数 (人)	7,069	3,358	2,579	932	48	87	—	9	24	32
	平均額(円)	30,606	29,231	31,318	33,351	34,147	32,525	—	28,667	27,626	29,923
安芸郡府中町 に勤務する者 (支給割合5.5%)	人 数 (人)	260	12	—	39	205	1	—	2	—	1
	平均額(円)	21,882	19,745	—	22,947	21,793	21,840	—	20,798	—	26,361
広島市及び 安芸郡府中町 を除く広島県 内の地域 に勤務する者 (支給割合4.0%)	人 数 (人)	15,219	2,261	2,589	2,602	7,405	160	—	120	67	15
	平均額(円)	15,361	14,373	14,764	16,225	15,580	15,653	—	14,873	13,680	18,339
上記以外に 勤務する者	人 数 (人)	3	1	2	—	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	31,566	3,010	45,845	—	—	—	—	—	—	—

第6表 職員の住居手当の支給状況

区 分	給 料 表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	情報職
	全給料表	給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (二)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)	給料表
受 給 者 数	人 6,097	人 1,587	人 776	人 1,173	人 2,375	人 87	人 11	人 32	人 29	人 27
手 当 月 額 11,000 円 以 下 の 受 給 者	18	5	2	5	5	—	—	1	—	—
手 当 月 額 11,100 円 以上 28,000 円 未 満 の 受 給 者	2,749	631	301	554	1,197	33	2	11	11	9
手 当 月 額 28,000 円 の 受 給 者	3,330	951	473	614	1,173	54	9	20	18	18
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	円 26,014	円 26,213	円 26,304	円 25,864	円 25,844	円 25,998	円 27,173	円 25,797	円 27,128	円 26,174

配偶者等の 居住する 借家・借間	受 給 者 数	人 15	人 6	人 9	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —
	1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	円 13,980	円 14,000	円 13,967	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —

第7表 職員の管理職手当の支給状況

給料表 区 分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	情報職 給料表
受 給 者 数		人 1,740	人 591	人 109	人 227	人 798	人 3	人 6	人 6	人 —	人 —
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		円 59,210	円 69,179	円 75,413	円 51,476	円 51,328	円 80,000	円 106,667	円 65,833	円 —	円 —
支 給 区 分	1 種 (本庁局長)	17	16	—	—	—	—	1	—	—	—
	2 種 (本庁部長)	98	64	32	—	—	—	2	—	—	—
	3 種 (本庁課長)	352	256	42	18	25	3	3	5	—	—
	4 種 (本庁担当監)	623	53	35	105	429	—	—	1	—	—
	5 種 (学校総括事務長)	554	106	—	104	344	—	—	—	—	—
	6 種 (学校事務長)	96	96	—	—	—	—	—	—	—	—
手当が支給される主な職		本庁 局長、部長、課長、担当監 地方機関 所長、次長 警察本部 参事官、課長、次席 警察署 署長、副署長、次長 高等学校 特別支援学校 校長、教頭 小・中学校 校長、教頭 総合技術研究所 センター長 本庁 局長 地方機関 所長 畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長									

(注) 支給区分欄の()内は、各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 一人当たり 平均手当月額
人 316	円 35,259

(受給者数の内訳)

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500 km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上
人 202	人 85	人 6	人 1	人 3	人 18	人 1	人 —	人 —	人 —	人 —

第9表 職員の通勤手当の支給状況

給料表 受給者数及び平均手当月額 区分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)	情報職 給料表
受給者計	人数(人)	19,849	4,692	4,111	3,334	7,276	207	16	113	74	26
	平均額(円)	15,500	21,081	9,825	17,609	13,480	23,499	12,242	33,087	28,345	25,517
交通機関等のみを利用する者	人数(人)	4,362	2,528	1,260	211	215	49	8	36	37	18
	平均額(円)	19,408	20,932	12,753	27,459	26,160	24,479	17,371	39,834	28,120	24,546
交通用具のみを使用する者	人数(人)	13,162	1,604	2,536	2,550	6,281	111	7	49	20	4
	平均額(円)	8,224	8,159	5,702	9,261	8,813	8,396	6,786	11,733	8,520	2,000
交通機関等と交通用具を併用する者	人数(人)	2,325	560	315	573	780	47	1	28	17	4
	平均額(円)	49,356	58,772	31,307	51,129	47,574	58,144	9,400	61,783	52,161	53,407
駐車料金に係る受給者	人数(人)	262	129	24	40	53	8	—	4	3	1
	平均額(円)	3,871	4,260	2,178	3,645	3,804	4,375	—	3,352	3,833	5,000
自動車を利用する者	人数(人)	173	100	2	25	35	6	—	2	2	1
	平均額(円)	4,722	4,867	4,000	4,486	4,547	4,333	—	5,000	5,000	5,000
自転車等を利用する者	人数(人)	89	29	22	15	18	2	—	2	1	—
	平均額(円)	2,216	2,169	2,012	2,244	2,359	4,500	—	1,705	1,500	—

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布
その1 行政職給料表

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1					242	61	15
2					24	8	1
3		1			10	1	
4		1				1	
5		133	2				
6		7					
7		21	2	1			
8		12					
9	17	104	2				
10		11	2				
11		42	4				
12	1	5	4				
13	18	88	2				
14		7	2				
15	1	26	2	1			
16	2	13	8				
17	23	85	3				
18	1	8	6				
19	3	43	12				
20	2	16	11				
21	26	73	15	2			
22	1	9	10				
23	3	26	21				
24	3	15	18				
25	6	62	14	1			
26	1	17	19	1			
27	18	28	17	2			
28	2	7	14				
29	126	52	23	1			
30	2	12	16	3			
31	16	21	21	2			
32	5	17	12	5			
33	114	32	20	4			
34	10	39	9	2			
35	34	9	43	13			
36	6	18	11	32			
37	126	23	35	31			
38	4	20	8	41			
39	24	36	29	69			
40	11	12	13	51			
41	138	17	26	44			
42	4	11	17	41			
43	27	11	34	40			
44	10	25	11	39			
45	114	2	23	33			
46	11	7	15	20			
47	37	3	27	27			
48	10	4	7	29			
49	114	3	27	18			
50	12	1	7	18			
51	29	3	28	30			
52	19	1	8	14			
53	100	4	22	20			
54	5		8	20			
55	25	2	21	18			
56	11	1	7	15			
57	3	3	28	13			
58	1	4	14	14			
59		2	33	9			
60			6	4			
61		1	25	5			
62			6	10			
63		1	39	3			
64		3	9	3			
65		2	39	2			
66		3	7	2			
67		2	41	1			
68		1	12	2			
69		2	30	1			
70			11				
71		2	37	1			
72			12	1			
73		1	34	8			
74		3	17				
75			36				
76		1	10				
77			46				
78		1	22				
79			33				
80			27				

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81			23				
82			16				
83			31				
84			22				
85		2	47				
86			33				
87		1	39				
88			23				
89	1		34				
90			45				
91		2	38				
92		1	36				
93			40				
94		1	24				
95		1	64				
96			37				
97			123				
98							
99							
100							
101							
102		1					
103							
104							
105							
106		3					
107		1					
108							
109		6					
計	1, 277	1, 297	1, 967	767	276	71	16
合計人員						5, 671	

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が 0 人の号給は空欄とした（以下第10表の各表において同じ。）。

その2 公安職給料表

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1									
2									
3									
4							1		
5									23
6									5
7	46						1		1
8									
9									
10	4								
11	12								
12	1								
13	25		1						
14	1								
15	9								
16	3								
17	35		4	2					
18	1								
19	6		1	1					
20	3								
21	27		8	5					
22	3								
23	59		1	2					
24	5		2	1					
25	34	103	10	6			1		
26	12	3	1		1				
27	9	17	2	2	4				
28	7	12	1	1					
29	83	68	14	7				8	
30	2	4	2	2			1		
31	20	14	8	2		3	2	4	
32	7	8		2		1		6	
33	2	82	18	4	1			4	
34	2	9	2	1	1		4	2	
35	2	12	8	5	1		2	3	
36		12	4	2	1	4		1	
37	2	80	60	32	14		3	3	
38	1	4	4	5	6	2	3	4	
39	3	24	27	12	11	2	1	1	
40		14	13	11	7		3	1	
41		61	74	26	10	3	3		
42		3	8	10	9		4		
43		24	24	16	19	2	17		
44		14	20	14	9	2	9		
45		59	74	30	16		11		
46		4	11	20	14		8		
47	1	15	25	26	17		6		
48		8	14	14	15	2	8		
49			65	56	14		9		
50		1	10	28	5	1	5		
51			24	43	29	3	9		
52		1	16	26	24	4	8		
53		3	62	45	21	4	8		
54	1		15	39	19	1	10		
55		1	30	47	22	2	8		
56			19	25	15	3	7		
57			38	37	27	2	10		
58			9	37	23	2	5		
59			21	45	29	1	5		
60		1	17	33	23	2	8		
61		2	17	49	26	2	8		
62			14	38	19	2	5		
63		1	15	59	31		12		
64			13	28	16	4	8		
65		1	34	39	15	5	4		
66			14	26	17	2	4		
67			9	44	19	4	4		
68			12	22	18	5	3		
69				30	18	7	3		
70	1			32	17	8	6		
71				42	23	10	3		
72				27	6	15	4		
73			1	29	21	22	14		
74				25	17	10			
75				35	17	19			
76				27	16	4			
77				29	18	17			
78				13	9	6			
79				23	9	23			
80				12	10	8			

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
81				30	8	10			
82				15	4	5			
83				17	7	7			
84				16	8	7			
85				22	14	33			
86				17					
87				19					
88				17					
89				21					
90				13					
91				16					
92				16					
93				15					
94				4					
95				12					
96		1		10					
97				8					
98		1		3					
99				8					
100				7					
101				8					
102				9					
103				5					
104				4					
105				6					
106				6					
107				9					
108				4					
109				18					
110				2					
111				12					
112				8					
113				7					
114				4					
115				11					
116				6					
117				14					
118				3					
119				7					
120				4					
121				4					
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	429	667	896	1,788	794	281	258	37	29
							合計人員		
							5,179		

その3 教育職給料表(二)(ロ)

号給 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5		56			
6					1
7		10			
8		1			
9		68			3
10		1			4
11		8			4
12		2			5
13		69			7
14		2			10
15		14			4
16		3			2
17		97			5
18					6
19		9			5
20		2			3
21		59			10
22		1			
23		15			
24		4			
25		68			
26		4		1	
27		27			
28		8			
29		65		1	
30		4			
31		35			
32		9			
33		67		1	
34		6			
35		25			
36		2		2	
37		49		3	
38		2			
39		29		2	
40		13	2		
41		61		2	
42		3	1	2	
43		35	3	5	
44		4	1	4	
45		63	1	6	
46		3	1	13	
47		29	2	3	
48		10	1	6	
49		55		9	
50		8		4	
51		44	2	3	
52		13	1	8	
53		53	2	7	
54		10		4	
55		60	3	3	
56		11		8	
57		60	3	1	
58		6		2	
59		39	3	2	
60		7		2	
61		66	3	6	
62		8			
63		41	2		
64		9	1		
65		65	2		
66		10	1		
67		40	1		
68		10	1		
69		57	2		
70		8	1		
71		41	3		
72		9	1		
73		37	1		
74		15	1		
75		46	3		
76		8	1		
77		36	1		
78		10	4		
79		34	3		
80		10	5		

号給 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81		27	3		
82		9	2		
83		38	3		
84		5	2		
85		30	3		
86		6	1		
87		25			
88		14			
89		22			
90		9	1		
91		30	2		
92		7	2		
93		26	1		
94		8	2		
95		21	1		
96		22	2		
97		18			
98		15	1		
99		26	2		
100		11			
101		19			
102		14			
103		22			
104		16			
105		23			
106		13			
107		23			
108		18			
109		23			
110		10			
111		23			
112		18			
113		21			
114		14			
115		23			
116		16			
117		24			
118		10			
119		24			
120		18			
121		25			
122		11			
123		25			
124		14			
125		28			
126		18			
127		21			
128		15			
129		21			
130		19			
131		40			
132		41			
133	1	54			
134		34			
135		51			
136		39			
137		48			
138		25			
139		23			
140		14			
141		11			
142		6			
143		3			
144		1			
145		6			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	1	3, 302	91	110	69
				合計人員	3, 573

その4 教育職給料表(三)(イ)

号給 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					9
5					18
6					39
7		1			37
8					23
9					25
10					22
11		2			24
12					21
13					24
14					18
15		2			18
16					12
17		244			6
18					12
19		12			13
20		2			8
21		258			19
22		1		1	
23		19			
24		9			
25		266			
26		2		2	
27		21			
28		7		1	
29		268			
30					
31		35	1	2	
32		11		2	
33		242			
34		1			
35		44		1	
36		8		1	
37		210		1	
38		7		3	
39		44		1	
40		13			
41		207		3	
42		6		1	
43		58		4	
44		7		3	
45		197		3	
46		2	1	5	
47		75		1	
48		13		1	
49		151		3	
50		8		4	
51		78		4	
52		19	2	2	
53		170	1	10	
54		7		4	
55		84	1	2	
56		12		5	
57		130		7	
58		12		8	
59		72		4	
60		10		6	
61		139		10	
62		8		25	
63		81	1	19	
64		15		20	
65		127		28	
66		16	1	22	
67		79	1	12	
68		24		27	
69		123		17	
70		12	3	20	
71		74	2	21	
72		28	5	10	
73		139	1	21	
74		11	1	19	
75		74	2	14	
76		22	1	11	
77		103	2	16	
78		16	2	8	
79		58	2	10	
80		24	1	10	

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81		91	2	26	
82		21			
83		67	1		
84		35			
85		93	4		
86		17			
87		66			
88		20	1		
89		70			
90		26			
91		57			
92		24			
93		62	1		
94		17			
95		45	1		
96		18			
97		63			
98		15			
99		56	1		
100		19			
101		57			
102		17	2		
103		44			
104		29	1		
105		44			
106		16			
107		34			
108		16			
109		47			
110		20			
111		39			
112		20			
113		34			
114		22			
115		41			
116		18			
117		39			
118		17			
119		28			
120		21			
121		36			
122		24			
123		16			
124		25			
125		29			
126		21			
127		30			
128		24			
129		26			
130		14			
131		29			
132		23			
133		27			
134		25			
135		23			
136		36			
137		29			
138		19			
139		28			
140		31			
141		29			
142		31			
143		56			
144		46			
145		50			
146		67			
147		54			
148		59			
149		43			
150		34			
151		40			
152		20			
153		23			
154		12			
155		6			
156		2			
157		12			
計	0	6,804	45	461	348
				合計人員	7,658

その5 研究職給料表

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					1
7		1			2
8					
9		3			
10					
11					
12		1			
13		3	1		
14			3		
15		2	2		
16		2	2		
17		10	1		
18			3		
19			2		
20			1		
21		2	2		
22			4		
23		1	2		
24		1	1		
25		4			
26		1			
27		3	5		
28					
29		7	1	1	
30					
31		1	1	6	
32			1	1	
33		5	3	2	
34			2	1	
35			2	4	
36			1	2	
37		3	2	3	
38			1	2	
39		1	2	4	
40		1	1	3	
41		8	1	1	
42				1	
43		1	5	4	
44		1		2	
45		3		2	
46				1	
47			1	1	
48		1		2	
49		1	1	1	
50			1	1	
51			2	1	
52			1	1	
53		3		1	
54		1	1	2	
55			1	1	
56				1	
57		1		8	
58					
59			1		
60					
61					
62			1		
63					
64					
65			1		
66			2		
67					
68			3		
69					
70			3		
71					
72			2		
73					
74			3		
75			1		
76			1		
77			1		
78					
79			1		
80			1		

易給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81			30		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	74	111	60	3
				合計人員	248

その6 医療職給料表(一)

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				1
2				
3				
4				
5		3		6
6				2
7			1	
8				5
9	1	7		
10				
11				
12		1		
13	4		1	
14		1		
15				
16				
17	3	1		
18				
19				
20				
21	4	1		
22				
23			1	
24				
25				
26				
27			1	
28				
29	4			
30				
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43			2	
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59			1	
60				
61				
62				
63				
64			1	
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級
81					
82					
83					
84					
85					
計		16	14	10	14
				合計人員	54

その7 医療職給料表(二)

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2		1			
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11			2		1
12					2
13		1			
14					
15		1			
16			1		1
17		2	1		1
18					
19		1	1		
20					
21					
22		3			
23		2			
24			3		
25		1	1		
26		1			
27		1	2		
28		1			
29	1		1		
30			1		
31		2			
32				1	
33	1	2	1	1	
34			1	1	
35	1	2			
36		1	1	1	
37			2		
38		2	1	1	
39	3		1	1	
40		1	2	2	
41		1	2		
42		1	2	3	
43	1	2	1	1	
44					
45	2	1			
46		2			
47	2	1	1		
48	1		1	2	
49	1				
50					
51		2			
52					
53	1	2			
54			1		
55					
56					
57					
58	1		1		
59					
60	1				
61			1		
62					
63					
64					
65			1		
66					
67			2		
68					
69			1		
70			1		
71			2		
72			1		
73					
74			1		
75			3		
76					
77			1		
78					
79					
80			1		

給 易	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81						
82				2		
83				1		
84				2		
85				1		
86				1		
87						
88				1		
89				5		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
計		16	37	59	14	5
					合計人員	131

その8 医療職給料表(三)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8			1		
9					
10					
11					
12			1		
13					
14					
15		3	1		
16					
17					
18		1	2		
19		3			
20					
21		2			
22					
23		4	1	1	
24					
25		1			
26		1			
27		2	1		
28		1			
29			1		
30			1		
31	7	2			
32					
33					
34			2	1	
35	4	6			
36				1	
37		1			
38	1	1	1		
39	1	2		1	
40			1	1	
41	1	1		2	
42					
43	2			1	
44		1		1	
45					
46				2	
47	2			1	
48	1				
49					
50					
51	2				
52					
53					
54					
55	1				
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68		1			
69					
70					
71			1		
72					
73		1	1		
74					
75					
76					
77					
78			1		
79					
80					

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81					
82					
83					
84					
85					
86			1		
87			2		
88			4		
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
165					
166					
167					
168					
169					
計	22	34	23	12	0
				合計人員	91

その9 情報職給料表

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1				15	6		
2				1	1		
3							
4							
5		2					
6							
7							
8							
9		1					
10			1				
11							
12							
13							
14							
15			1				
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1	1				
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31		1					
32							
33			1				
34							
35							
36							
37							
38		1					
39							
40							
41	4						
42							
43							
44							
45	1						
46							
47							
48							
49	3						
50							
51	1						
52		1					
53	1	1					
54							
55	1						
56							
57	1						
58							
59							
60							
61			1				
62							
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69							
70			1				
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							

給 易	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
計		12	8	6	16	7	0	0
							合計人員	49

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号 給	人 員
1	
2	2
3	
4	1
5	1
6	
7	1
適用職員数 5 人	

第12表 60歳超職員の給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区 分 給料表	合計	級別人員分布							年齢別人員分布				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	354	—	138		216 (216)	—	—	—	107 (107)	109 (109)	72	53	13
公安職給料表	69	—	—		1	29	17 (17)	22 (22)	16 (16)	23 (23)	11	9	10
教育職給料表(二)(ロ)	497	—	445 (230)	2 (2)	23 (18)	27 (17)			130 (130)	137 (137)	86	81	63
教育職給料表(三)(イ)	500	—	388 (181)	—	15 (12)	97 (62)			131 (131)	125 (124)	107	77	60
研究職給料表	17	—	4		13 (13)	—			7 (7)	6 (6)	2	2	—
医療職給料表(二)	8	—	3		5 (5)	—	—		2 (2)	3 (3)	2	1	—
医療職給料表(三)	4	—	2		2 (2)	—	—		1 (1)	1 (1)	1	1	—

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分
() 内は、その内定年延長者数を表す。

その2 短時間勤務職員

区 分 給料表	合計	級別人員分布					年齢別人員分布				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行 政 職 給 料 表	112 (10)		112 (10)		—	—	14 (2)	8 (1)	26 (4)	19 (3)	45
公 安 職 給 料 表	19	—	—		3	16	3	8	6	1	1
教 育 職 給 料 表 (二)(ロ)	122 (122)	3 (3)	119 (119)	—	—	—	12 (12)	14 (14)	27 (27)	33 (33)	36 (36)
教 育 職 給 料 表 (三)(イ)	207 (207)	—	207 (207)	—	—	—	28 (28)	42 (42)	49 (49)	44 (44)	44 (44)
研 究 職 給 料 表	15 (2)	—	15 (2)		—	—	—	1	8 (1)	4	2 (1)
医 療 職 給 料 表 (二)	3	—	3		—	—	—	1	—	—	2
医 療 職 給 料 表 (三)	4	—	4		—	—	—	—	1	1	2

(注) 表中の数値は、フルタイムの3/4勤務職員(4週間の勤務時間が116時間15分の職員)及びフルタイムの1/2勤務職員(2週間の勤務時間が38時間45分の職員)の合計人数で、() 内は、その内フルタイムの1/2勤務職員数を表す。

2 民間給与等関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和8年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事委員会、人事院及び広島市人事委員会等

(3) 調査の対象

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
1,168事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

(3)アに記載した1,168事業所を、組織、企業規模、産業等により32層に層化し、これらの層から293事業所を無作為に抽出し調査を行った。
調査完了事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

(5) 調査事項

ア 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

イ 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

(6) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 企業規模別調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分 \ 企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満
調 査 対 象 事 業 所	事業所 1,168	事業所 589	事業所 579
抽 出 事 業 所	293	150	143
調 査 事 業 所（産 業 計）	243	132	111
農 業、林 業、漁 業	0	0	0
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業、建 設 業	17	11	6
製 造 業	90	40	50
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	44	28	16
卸 売 業、小 売 業	28	20	8
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	6	3	3
教 育、学 習 支 援 業、 医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業	58	30	28

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が44所あった。
- (注) 2 調査対象事業所293所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた287所に占める調査完了事業所243所の割合(調査完了率)は、84.7%である。
- (注) 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
- (注) 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

区 分 \ 企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満
調 査 事 業 所（地 域 計）	事業所 243	事業所 132	事業所 111
広 島 市	128	76	52
上 記 を 除 く 県 内 の 市	102	47	55
県 内 の 町	13	9	4

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満
新卒事務員・技術者計		円	円	円
	大 学 卒	245,022	254,056	228,301
	短 大 卒	215,672	226,758	200,930
	高 校 卒	209,566	212,334	199,054
	大 学 卒	240,173	249,305	219,892
	短 大 卒	203,309	211,997	※ 195,767
	高 校 卒	200,642	200,645	200,635
新 卒 事 務 員	大 学 卒	252,382	262,509	237,921
	短 大 卒	226,281	235,653	※ 207,941
	高 校 卒	211,814	214,897	198,431
新 卒 技 術 者	大 学 卒	—	—	—
	短 大 卒	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—	—	—
新 卒 研 究 員	大 学 卒	—	—	—
新 卒 研 究 員 補 助	短 大 卒	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	※ 321,300	※ 321,300	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 218,700	※ 218,700	—
準新卒診療放射線技師	短 大 卒	—	—	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—	—	—
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	212,625	209,200	※ 246,000
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	※ 184,450	※ 184,450	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、令和5年3月大学卒業後、令和5年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「※」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

項 目 学歴 企業規模		新規学卒者の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
			増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	% 42.9	% (71.6)	% (28.4)	% —	% 57.1
	500人以上	42.1	(78.3)	(21.7)	—	57.9
	100人以上 500人未満	47.0	(64.2)	(35.8)	—	53.0
高 校 卒	規 模 計	28.2	(75.5)	(24.5)	—	71.8
	500人以上	30.2	(73.5)	(26.5)	—	69.8
	100人以上 500人未満	28.9	(77.8)	(22.2)	—	71.1

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	20	53.2	804,829	2,536	802,293	
	短大卒	14	53.4	840,668	448	840,220	
	短大卒	2	52.5	712,076	22,368	689,708	
	高校卒	4	52.7	718,562	18	718,544	
	中学卒	－	－	－	－	－	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	19	53.2	773,052	22,827	750,225	
	大学卒	16	52.9	774,958	838	774,120	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	3	54.3	764,357	123,181	641,176	
	中学卒	－	－	－	－	－	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事 務 部 長	444	53.2	661,370	3,490	657,880	
	大学卒	353	53.1	668,545	3,323	665,222	
	短大卒	35	53.1	632,807	227	632,580	
	高校卒	56	53.8	633,096	6,503	626,593	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技 術 部 長	259	53.9	761,607	2,348	759,259	
	大学卒	205	53.7	783,899	2,932	780,967	
	短大卒	21	54.2	669,108	434	668,674	
	高校卒	32	54.5	698,308	227	698,081	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	事務部次長	137	50.6	588,602	2,708	585,894	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長－ 課長間)
	大学卒	97	50.2	604,737	3,187	601,550	
	短大卒	12	52.7	526,298	410	525,888	
	高校卒	28	51.3	552,594	1,854	550,740	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術部次長	97	52.8	689,492	18,848	670,644	
	大学卒	66	52.2	683,081	4,253	678,828	
	短大卒	7	55.9	845,782	64,854	780,928	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	高校卒	23	53.9	661,217	44,062	617,155	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	事務課長	882	49.6	609,955	14,462	595,493	
	大学卒	644	48.8	613,854	12,474	601,380	
	短大卒	87	51.6	557,232	14,251	542,981	
	高校卒	149	52.2	621,773	23,400	598,373	
	中学卒	2	42.8	528,992	0	528,992	
	技術課長	821	50.3	653,345	29,787	623,558	
	大学卒	555	49.5	651,137	18,683	632,454	
	短大卒	70	51.4	650,981	45,411	605,570	
	高校卒	196	52.5	660,660	56,659	604,001	
	中学卒	－	－	－	－	－	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2及び3において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 258	歳 47.5	円 546,267	円 60,460	円 485,807	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長－ 係長間)
	大学卒	166	46.0	552,268	59,629	492,639	
	短大卒	37	50.4	509,834	72,350	437,484	
	高校卒	55	49.8	553,908	54,725	499,183	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	98	47.6	566,960	87,706	479,254	
	大学卒	68	46.3	574,768	85,793	488,975	
	短大卒	5	54.2	593,985	67,034	526,951	
	高校卒	25	49.1	541,516	97,584	443,932	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	774	45.1	482,230	57,877	424,353	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	495	42.7	481,583	59,814	421,769	
	短大卒	92	49.8	437,114	53,755	383,359	
	高校卒	186	48.9	504,052	55,114	448,938	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	750	43.8	574,564	106,574	467,990	
	大学卒	407	40.6	559,090	96,644	462,446	
	短大卒	82	46.4	546,638	98,430	448,208	
	高校卒	258	48.7	612,213	127,192	485,021	
	中学卒	3	51.6	499,269	94,522	404,747	
	事務主任	656	44.1	436,012	53,149	382,863	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－ 係員間)
	大学卒	451	42.8	441,828	55,021	386,807	
	短大卒	93	47.2	420,514	48,231	372,283	
	高校卒	110	47.4	424,274	47,606	376,668	
	中学卒	2	50.1	398,853	135,324	263,529	
	技術主任	678	43.6	526,041	97,007	429,034	
	大学卒	423	43.7	526,906	93,519	433,387	
	短大卒	72	45.4	530,948	96,774	434,174	
	高校卒	181	42.3	519,182	108,344	410,838	
	中学卒	2	47.3	651,923	52,021	599,902	
	事務係員	3,024	37.7	349,270	40,803	308,467	
	大学卒	1,913	34.7	355,446	44,321	311,125	
	短大卒	440	45.7	341,778	35,835	305,943	
	高校卒	667	41.1	336,644	33,978	302,666	
	中学卒	4	38.5	278,683	20,318	258,365	
	技術係員	2,547	35.8	397,454	62,160	335,294	
	大学卒	1,541	34.1	406,745	59,421	347,324	
	短大卒	301	38.7	377,806	55,070	322,736	
	高校卒	690	38.1	386,535	69,845	316,690	
	中学卒	15	40.0	370,076	83,952	286,124	

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	18	53.1	811,995	2,568	809,427	
	短大卒	12	53.3	855,847	219	855,628	
	高校卒	2	52.5	712,076	22,368	689,708	
	中学卒	4	52.7	718,562	18	718,544	
	工場 長	－	－	－	－	－	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	14	54.6	876,559	32,883	843,676	
	短大卒	12	54.9	880,736	734	880,002	
	高校卒	－	－	－	－	－	
	中学卒	2	53.4	856,156	189,912	666,244	
	事務部長	－	－	－	－	－	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	280	52.7	713,617	513	713,104	
	短大卒	224	52.5	722,059	606	721,453	
	高校卒	26	52.1	647,848	312	647,536	
	中学卒	30	55.2	706,078	26	706,052	
	技術部長	－	－	－	－	－	
	大学卒	191	54.0	826,735	3,045	823,690	
	短大卒	161	53.8	835,993	3,587	832,406	
	高校卒	11	54.4	791,784	145	791,639	
	中学卒	19	55.4	772,071	409	771,662	
	事務部次長	－	－	－	－	－	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長－ 課長間)
	大学卒	79	50.2	651,510	2,243	649,267	
	短大卒	61	49.8	664,660	2,511	662,149	
	高校卒	7	50.1	553,156	715	552,441	
	中学卒	11	52.9	639,135	1,690	637,445	
	技術部次長	－	－	－	－	－	
	大学卒	65	53.7	797,730	27,276	770,454	
	短大卒	46	52.7	766,473	4,149	762,324	
	高校卒	6	55.5	893,626	72,832	820,794	
	中学卒	13	56.1	858,219	86,485	771,734	
	事務課長	－	－	－	－	－	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	608	49.4	639,165	13,253	625,912	
	短大卒	453	48.5	638,487	11,451	627,036	
	高校卒	56	51.5	559,882	7,549	552,333	
	中学卒	98	53.0	682,932	24,494	658,438	
	技術課長	x	x	x	x	x	
	大学卒	574	50.1	713,741	37,588	676,153	
	短大卒	400	49.1	706,342	22,757	683,585	
	高校卒	47	51.3	718,754	57,634	661,120	
	中学卒	127	53.0	735,316	77,102	658,214	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 189	歳 46.9	円 570,757	円 69,116	円 501,641	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長－ 係長間)
	大学卒	125	45.4	574,324	69,034	505,290	
	短大卒	26	50.2	524,230	81,552	442,678	
	高校卒	38	49.2	593,010	60,438	532,572	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	58	47.3	637,315	99,424	537,891	
	大学卒	40	46.4	651,677	95,851	555,826	
	短大卒	2	51.5	811,542	72,510	739,032	
	高校卒	16	48.6	576,007	111,834	464,173	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	449	44.9	532,462	68,508	463,954	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	289	42.4	527,834	72,766	455,068	
	短大卒	46	49.8	470,283	57,787	412,496	
	高校卒	114	49.1	565,680	62,154	503,526	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術係長	507	43.4	625,822	121,768	504,054	
	大学卒	258	39.7	610,424	109,035	501,389	
	短大卒	43	45.8	612,539	115,909	496,630	
	高校卒	205	48.8	652,924	142,649	510,275	
	中学卒	×	×	×	×	×	
	事務主任	384	45.3	494,852	65,001	429,851	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－ 係員間)
	大学卒	266	44.1	499,238	66,669	432,569	
	短大卒	60	48.1	471,968	55,551	416,417	
	高校卒	56	48.5	501,089	64,642	436,447	
	中学卒	2	50.1	398,853	135,324	263,529	
	技術主任	498	44.0	565,220	110,009	455,211	
	大学卒	299	44.5	564,794	104,426	460,368	
	短大卒	54	45.3	575,670	114,634	461,036	
	高校卒	144	41.9	559,403	125,933	433,470	
	中学卒	×	×	×	×	×	
	事務係員	1,986	37.7	365,405	44,409	320,996	
	大学卒	1,266	34.5	370,550	48,137	322,413	
	短大卒	280	46.3	362,206	41,088	321,118	
	高校卒	438	41.3	353,129	36,005	317,124	
	中学卒	2	42.6	282,283	20,094	262,189	
	技術係員	1,842	35.4	416,204	69,193	347,011	
	大学卒	1,095	33.9	430,613	66,184	364,429	
	短大卒	223	37.0	392,615	60,987	331,628	
	高校卒	514	37.5	397,554	77,149	320,405	
	中学卒	10	39.7	388,273	99,829	288,444	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2	54.0	725,596	2,184	723,412	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	54.0	725,596	2,184	723,412	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	－	－	－	－	－	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	工 場 長	5	49.9	546,920	859	546,061	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	48.4	534,840	1,075	533,765	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事 務 部 長	164	54.0	576,393	8,334	568,059	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	129	54.2	582,287	7,703	574,584	
	短大卒	9	55.7	592,567	0	592,567	
	高校卒	26	52.0	537,273	15,007	522,266	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技 術 部 長	68	53.6	609,697	723	608,974	
	大学卒	44	53.5	626,208	948	625,260	
	短大卒	10	54.0	550,182	714	549,468	
	高校卒	13	53.4	606,053	0	606,053	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務部次長	58	51.1	505,445	3,322	502,123	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長－ 課長間)
	大学卒	36	50.8	514,096	4,208	509,888	
	短大卒	5	56.1	490,248	0	490,248	
	高校卒	17	50.1	486,125	1,981	484,144	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術部次長	32	51.2	492,935	3,544	489,391	
	大学卒	20	50.9	506,539	4,474	502,065	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	10	51.7	467,838	2,420	465,418	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務課長	274	49.9	542,759	17,243	525,516	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	191	49.5	553,739	14,973	538,766	
	短大卒	31	51.7	552,478	26,275	526,203	
	高校卒	51	50.5	495,555	21,143	474,412	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術課長	247	50.8	513,677	11,747	501,930	
	大学卒	155	50.5	513,711	8,540	505,171	
	短大卒	23	51.5	505,222	19,124	486,098	
	高校卒	69	51.4	516,427	17,162	499,265	
	中学卒	－	－	－	－	－	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 69	歳 49.4	円 470,053	円 33,522	円 436,531	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長－ 係長間)
	大学卒	41	48.2	476,287	27,229	449,058	
	短大卒	11	50.8	467,237	45,120	422,117	
	高校卒	17	51.4	457,784	40,680	417,104	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	40	48.0	480,755	73,347	407,408	
	大学卒	28	46.1	481,526	73,598	407,928	
	短大卒	3	55.9	450,162	63,413	386,749	
	高校卒	9	49.9	490,550	76,525	414,025	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	325	45.4	403,588	41,233	362,355	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	206	43.2	408,684	39,400	369,284	
	短大卒	46	49.8	401,417	49,415	352,002	
	高校卒	72	48.7	389,099	41,982	347,117	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	243	44.8	444,927	68,146	376,781	
	大学卒	149	42.7	436,473	67,046	369,427	
	短大卒	39	47.1	474,253	79,232	395,021	
	高校卒	53	48.6	445,295	63,819	381,476	
	中学卒	2	50.5	441,475	37,083	404,392	
	事務主任	272	42.2	341,960	34,206	307,754	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長－ 係員間)
	大学卒	185	40.6	347,877	35,959	311,918	
	短大卒	33	45.5	319,361	33,840	285,521	
	高校卒	54	46.1	334,928	27,791	307,137	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術主任	180	41.8	370,166	45,279	324,887	
	大学卒	124	40.4	371,433	48,762	322,671	
	短大卒	18	45.8	354,959	26,491	328,468	
	高校卒	37	44.0	371,611	43,810	327,801	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係員	1,038	37.6	308,913	31,783	277,130	
	大学卒	647	35.0	317,457	34,722	282,735	
	短大卒	160	44.4	296,400	24,167	272,233	
	高校卒	229	40.7	292,670	28,572	264,098	
	中学卒	2	32.8	273,671	20,630	253,041	
	技術係員	705	37.4	328,641	36,348	292,293	
	大学卒	446	34.8	326,313	36,632	289,681	
	短大卒	78	44.8	325,290	34,085	291,205	
	高校卒	176	40.8	336,948	36,974	299,974	
	中学卒	5	41.2	303,459	25,828	277,631	

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A－B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人 －	歳 －	円 －	円 －	円 －	見習、外国語の電話 交換手を除く。 業務委託契約等に 基づき、他の事業所 において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	－	－	－	－	－	
	守 衛	31	47.5	402,924	111,503	291,421	
	用 務 員	3	35.7	186,167	0	186,167	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	18	56.6	801,135	0	801,135	
	大 学 教 授	69	55.2	625,043	394	624,649	
	大 学 准 教 授	52	46.3	508,749	214	508,535	
	大 学 講 師	35	43.7	450,061	949	449,112	
	大 学 助 教	8	39.3	449,196	0	449,196	
	高 等 学 校 校 長	2	63.4	950,770	0	950,770	
	高 等 学 校 教 頭	3	57.1	681,783	0	681,783	
	高 等 学 校 教 諭	36	45.8	511,107	10,435	500,672	
	研 究 所 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の 所の長 2室(係)以上又は 構成員7人以上の 構成員3人以上の 室(係)の長 下記研究員より上位 の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長 を除く。)
	研 究 部 (課) 長	11	46.0	645,934	0	645,934	
	研 究 室 (係) 長	23	30.4	533,307	61,099	472,208	
	主 任 研 究 員	46	32.5	493,112	74,416	418,696	
	研 究 員	76	29.2	353,480	29,392	324,088	
医 療 関 係 職 種	研 究 補 助 員	－	－	－	－	－	構成員50人以上の 所の長 2室(係)以上又は 構成員7人以上の 構成員3人以上の 室(係)の長 下記研究員より上位 の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長 を除く。)
	病 院 長	2	72.7	1,635,595	48,494	1,587,101	
	副 院 長	8	59.0	1,142,987	45,564	1,097,423	
	医 科 長	19	50.4	1,102,855	79,377	1,023,478	
	医 師	21	33.4	617,108	20,590	596,518	
	歯 科 医 師	－	－	－	－	－	部下に医師又は歯科医 師5人以上 上記病院長に事故等あ るときの職務代行者 部下に医師又は歯科医 師1人以上
	薬 局 長	5	59.0	564,681	4,523	560,158	
	薬 剤 師	19	42.7	387,317	27,742	359,575	
	診療放射線技師	24	39.8	320,893	27,940	292,953	
	臨 床 検 査 技 師	30	40.4	310,308	27,285	283,023	
	栄 養 士	20	38.9	251,863	5,858	246,005	
	理 学 療 法 士	60	41.9	354,266	31,162	323,104	
	作 業 療 法 士	39	34.5	288,053	6,789	281,264	
	総 看 護 師 長	3	56.3	407,943	0	407,943	部下に看護師長5人以 上 部下に看護師又は准看 護師5人以上
	看 護 師 長	63	49.4	380,002	23,910	356,092	
	看 護 師	165	41.0	323,767	22,406	301,361	
	准 看 護 師	40	47.9	308,267	26,535	281,732	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第17表 職種に対応する級（行政職給料表）

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種									
	企業規模 500人以上					企業規模 100人以上 500人未満				
7 級	支工		店場		長長					
	事技		務術		部部	長長				
	事技	務術	部部	次次	長長					
6 級						支工		店場		長長
5 級	事技		務術		課課	長長	事技	務術	部部	長長
							事技	務術	部部	次次
4 級	事技	務術	課課	長長	代代理		事技	務術	課課	長長
3 級	事技	務術	課課	長長	代代理		事技	務術	課課	長長
	事技		務術		係係	長長	事技	務術	課課	長長
2 級	事技		務術		係係	長長	事技	務術	係係	長長
1 級	事技	務術		主主	任任		事技	務術	主主	任任
	(一部2・3級に対応)						(一部2・3級に対応)			
	事技	務術		係係	員員		事技	務術	係係	員員

（注）主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第18表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	403,250	309,817
	上 半 期 (A2)	411,429	317,125
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B1)	912,064	620,605
	上 半 期 (B2)	1,009,418	738,668
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 $\left(\frac{(B1)}{(A1)} \right)$	2.26	2.00
	上 半 期 $\left(\frac{(B2)}{(A2)} \right)$	2.45	2.33
	年間計	4.71	4.33

(注) 1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から7月までの期間をいう。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	% 43.9	% 56.1	% 45.7	% 54.3	% 51.4	% 48.6
500 人 以 上	40.6	59.4	41.8	58.2	50.8	49.2
100 人 以 上 500 人 未 満	47.4	52.6	49.7	50.3	52.0	48.0

第20表 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	52.3%
非 支 給	47.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	25,000円 以上 26,000円 未満

第21表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
92.4	70.9	51.8	7.6

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
75.3	(23.1)	(38.8)	(6.5)	(21.6)	(10.0)	15.4	24.7

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	59.9 %	40.1 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級		58.5 %	37.3 %	41.5 %
非 管 理 職		51.8	37.6	48.2

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
77.2 %	79.7 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

令和 8 年 4 月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和8年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費…………… 食料
 住 居 関 係 費…………… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
 被 服 ・ 履 物 費…………… 被服及び履物
 雑 費 I …………… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 雑 費 II …………… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	29,696	53,177	65,843	78,509	91,075
住 居 関 係 費	53,398	69,157	59,665	50,713	40,613
被 服 ・ 履 物 費	4,763	5,301	7,408	9,501	11,607
雑 費 I	23,777	29,782	41,291	52,681	64,191
雑 費 II	10,536	20,345	23,764	27,182	30,657
合 計	122,200	177,762	197,971	218,046	238,143